

令和5(2023)年度

科学研究費助成事業

科研費

公募要領

奨励研究

令和4(2022)年8月1日

独立行政法人日本学術振興会

(<https://www.jsps.go.jp/>)

はじめに

本公募要領は、令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－「奨励研究」の公募内容や応募に必要な手続等を記載したものであり、

- I 公募の内容
- II 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等
- III 研究倫理教育の受講等について
- IV 研究機関が行う事務
- V 関連する留意事項等

により構成されています。

このうち、「I 公募の内容」においては、目的、応募資格及び応募総額や応募から交付までのスケジュール等を記載しています。

また、「II 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」、「III 研究倫理教育の受講等について」、「IV 研究機関が行う事務」においては、「必要な手続」等について記載しています。

奨励研究に応募する方及び研究機関の事務担当者におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

公募は、審査のための準備を早期に進め、できるだけ早く研究を開始できるようにするため、令和5(2023)年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の状況によっては、今後措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

- ・ 科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的研究費制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。
研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。
- ・ 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。
- ・ 科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

＜令和5(2023)年度公募における主な変更点等＞

(1) 研究インテグリティについて

- 「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。（23頁及び別冊参照）令和5(2023)年度公募より、研究活動の透明性の確保に係る情報について、研究計画調書に記載することとしています。

(主な対応)

- ・研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に国内の競争的研究費のみならず、国外も含めた研究資金を記載することを明確にしています。
- ・研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に記載した研究課題を応募・受入れるに当たっての所属組織・役職を記載することとしています。
- ・研究計画調書は、研究機関に所属する応募者の場合、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、所属研究機関の取扱いに基づき所属研究機関と適切に共有するとともに、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認した上で提出することとしています。

なお、研究計画調書に事実と異なる記載をした場合には、研究課題の不採択、採択取消し、又は減額配分をすることがあります。

目 次

I 公募の内容

| | | |
|----|-----------------------|----|
| 1 | 目的 | 1 |
| 2 | 研究の対象 | 1 |
| 3 | 応募資格 | 1 |
| 4 | 応募総額 | 2 |
| 5 | 研究期間 | 2 |
| 6 | 研究組織 | 2 |
| 7 | 経費 | 2 |
| 8 | 応募から交付までのスケジュール | 3 |
| 9 | 公募の対象とならない研究計画 | 5 |
| 10 | 応募に当たっての注意事項 | 5 |
| 11 | 科研費（奨励研究）の諸手続・管理 | 5 |
| 12 | 科研費の適正な使用等 | 6 |
| 13 | 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等 | 7 |
| 14 | 科研費により得た研究成果の発信等について | 10 |
| 15 | 研究者が遵守すべき行動規範について | 12 |
| 16 | 審査等 | 13 |

II 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等

| | | |
|---|---|----|
| 1 | 奨励研究応募用の科研費電子申請システムを利用するための応募者情報の登録及び応募用ID・パスワードの取得申請期限 | 15 |
| 2 | 研究計画調書の作成 | 15 |
| 3 | 審査希望区分の選定 | 16 |
| 4 | 研究計画調書の提出方法等 | 16 |
| 5 | 在籍確認書類の提出方法等（「個人管理」により応募する研究代表者のみ） | 16 |
| 6 | 日本学術振興会への研究計画調書の提出（送信）期限 | 17 |
| 7 | 作成・提出に当たっての留意事項 | 17 |
| 8 | 個人情報の取扱い | 18 |

III 研究倫理教育の受講等について

IV 研究機関が行う事務（研究機関の事務担当者向け情報）

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと | 20 |
| 2 | 応募書類（研究計画調書）の提出等 | 23 |

V 関連する留意事項等

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 「学術研究支援基盤形成」により形成されたプラットフォームによる支援の利用について | 25 |
| 2 | 研究設備・機器の共用促進について | 25 |
| 3 | 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針） | 26 |

| | | |
|--------|--|----|
| 4 | バイオサイエンスデータベースセンターへの協力 | 26 |
| 5 | 大学連携バイオバックアッププロジェクトについて | 27 |
| 6 | ナショナルバイオリソースプロジェクトについて | 27 |
| 7 | 安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処） | 28 |
| 8 | 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について | 28 |
| 9 | 博士課程学生の処遇の改善について | 29 |
| 10 | URA等のマネジメント人材の確保について | 29 |
| 11 | 日本学術振興会における男女共同参画の取組について | 29 |
| 別表 1-1 | 令和 5 (2023) 年度奨励研究 審査区分表 | 30 |
| 別表 1-2 | 令和 5 (2023) 年度奨励研究 審査区分表 内容の例 | 32 |
| 別表 2 | 職種番号表 | 52 |
| (参考 1) | 科学研究費補助金取扱規程 | 53 |
| (参考 2) | 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金） 取扱要領 | 63 |
| (参考 3) | 研究者使用ルール（令和 4 (2022) 年度補助条件） | 73 |
| 問合せ先等 | | 81 |

【参考】

応募書類等の様式（研究計画調書）等は別冊になりますので、『別冊「令和 5 (2023) 年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（奨励研究）（応募書類の様式・記入要領）」』を御覧ください。

※ 応募書類の様式（研究計画調書）等については、日本学術振興会ホームページ（以下 URL 参照）よりダウンロードできます。

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/11_shourei/download.html

I 公募の内容

1 目的

奨励研究は、教育・研究機関の教職員等（※）であって、他の科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の応募資格を持たない者が一人で行う教育的・社会的意義を有する研究を助成し、奨励することを目的とするものです。

※ 「教育・研究機関の教職員」とは、主に、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、大学等の研究機関の教職員を指します。

2 研究の対象

人文学、社会科学及び自然科学の全分野の研究で、教育現場等での実務に基づく研究等を対象とします。

ただし、商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究は除きます。

3 応募資格

教育・研究機関や企業等に所属する者で、学術の振興に寄与する研究を行っている者

ただし、上記応募資格に該当する場合であっても、次の者は応募することができません。

- (1) 生徒及び学部学生・大学院生（社会人学生等、別途本務となる職に就いていて学生の身分も有する場合を除く）
（社会人学生等の場合、必ず本務となる職で応募してください。）
- (2) 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が公募する他の科研費＜基盤研究、若手研究等＞の応募資格を有する者
- (3) 科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされている者
- (4) 補助金を個人で管理する者で日本国内に居住していない者

（参考）

上記(2)の応募資格を有する者とは、次の①及び②の要件を満たす者並びに日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」をいいます。

（「令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領」抜粋）

- ① 応募時点において、所属する研究機関(注)から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Rad（府省共通研究開発管理システム）に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件>

ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること

イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）

ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

（注）研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

- ② 科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていない

こと

科学研究費補助金取扱規程第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

研究機関に該当するかどうかについては、「機関番号一覧」(URL: <https://www-kaken.jspss.go.jp/kaken1/kikanList.do>)を参照してください。

研究機関に所属している者は、必ず、所属する研究機関の科研費事務担当者に、「奨励研究」の応募資格の有無を確認してください。

4 応募総額

10万円以上 100万円以下

5 研究期間

1年間

6 研究組織

研究代表者は、研究計画の性格上、必要があれば研究協力者とともに研究組織を構成することができます。

研究代表者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に規定された補助事業者に当たり、研究計画の遂行(研究成果の取りまとめを含む。)に関して全ての責任を持つ者のことをいいます。

研究協力者は、研究代表者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者のことをいいます。

なお、研究期間中に研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。

7 経費

(1) 対象となる経費

研究計画の遂行に必要な経費(研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。)を対象とします。

具体的な内容については、研究者使用ルール(補助条件)2-2(73頁)を参考にしてください。

※ 研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合及びその他(消耗品費、その他)の費目で特に大きな割合を占める経費がある研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

(2) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

- ① 建物等の施設に関する経費(補助金により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。)
- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究代表者の人件費・謝金
- ④ その他、研究に直接関係のない経費

報を登録し、応募用ID・パスワードを取得しなければなりません。応募者情報の登録は研究代表者自ら行う（「研究代表者が行う手続」①）が必要です。なお、研究代表者が研究機関に所属している場合は、所属研究機関が応募者情報の確認等を行った（「研究機関が行う手続」②）後に、応募用ID・パスワードが取得できます。

注4）所属研究機関を通じて応募する場合は、研究代表者が所属する研究機関に応募書類を提出（送信）（「研究代表者が行う手続」④）した後、当該研究機関は応募書類提出期限までに、日本学術振興会に応募書類を提出（送信）（「研究機関が行う手続」⑤）しなければなりません。ついては、研究代表者は「応募書類の作成・応募方法等」（15頁～18頁）を確認するとともに、研究機関が指定する応募手続等（研究機関内における応募書類の提出期限等）について、研究機関の事務担当者に確認してください。

注5）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出しなければなりません（「研究機関が行う手続」③及び④）。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

注6）研究機関に所属している者で、研究機関が管理の委任を不承諾にした場合は、応募書類の提出（送信）（「研究代表者が行う手続」④）は個人で行うこととなり、所属組織の長等が証明した「在籍確認書類」の提出が必要となります。

※研究機関が応募書類を提出（送信）する場合、在籍確認書類の提出は必要ありません。

【科学研究費補助金取扱規程第2条に規定する研究機関以外に所属する者の場合】

| 日 時 | 研究代表者が行う手続 (詳細は、「Ⅱ 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」を参照) |
|---|--|
| <p>令和4(2022)年 8月1日(月) 公募開始</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>9月30日(金) 午後4時30分取得 申請期限(厳守) : 応募用ID・パスワードの取得申請 期限</p> </div> <p>10月5日(水) 午後4時30分 提出期限(厳守)</p> | <p>① <u>応募用ID・パスワードの取得申請（応募者情報仮登録）</u> WEB（奨励研究応募者・交付内定者向けページ）上で、応募者情報の登録を行い、応募用ID・パスワードの取得申請をしてください。 なお、応募用ID・パスワードは審査結果の確認・交付内定以降の手続において使用しますので、適切に保管願います。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② <u>応募用ID・パスワードの取得（応募者情報本登録）</u> ①で登録したメールアドレスに送信されてきたURLにアクセスし、本登録を行うことで取得できます。 （日本学術振興会が入力内容を確認した後、登録したメールアドレスに本登録のためのメールを送信します。この送信に時間を要することもあります。しばらくお待ちください。） （複数回の応募用ID・パスワード取得申請は避けてください。）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ <u>応募書類を作成</u> （応募用ID・パスワードにより、奨励研究応募用の科研費電子申請システムにアクセスし作成）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ <u>応募書類の提出（送信）</u> 研究計画調書と併せて所属組織の長等が証明した「在籍確認書類」の提出が必要となります。（16頁参照）</p> |

注1）奨励研究応募用の科研費電子申請システム URL：<https://www.shinsei.jstps.go.jp/>

注2）奨励研究に応募するに当たっては、事前にWEB（奨励研究応募者・交付内定者向けページ）上で、応募者情報を登録し、応募用ID・パスワードを取得しなければなりません。応募者情報の登録は研究代表者自ら行う（「研究代表者が行う手続」①）が必要です。

(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）

以下には、現時点の標準的スケジュールを掲載しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、交付内定の時期も含め変更が生じる可能性があります。スケジュールに変更

が生じた場合は日本学術振興会ホームページを通じて周知します。

| | |
|-----------------|--------|
| 令和4(2022)年1月1日～ | |
| 令和5(2023)年1月 | 審査 |
| 2月下旬 | 審査結果通知 |
| 4月上旬 | 交付内定 |
| 4月下旬 | 交付申請 |
| 4月頃 | 審査結果開示 |
| 6月下旬 | 交付決定 |
| 7月中旬 | 補助金の送金 |

9 公募の対象とならない研究計画

次の研究計画は公募の対象としていません。

- (1) 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- (2) 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- (3) 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- (4) 業として行う受託研究
- (5) 研究経費の額が **10万円未満** の研究計画

10 応募に当たっての注意事項

- (1) **応募できる研究課題数は、一人につき1課題に限ります。**
- (2) 研究課題の応募に当たり、法令、告示、通知及び所属機関等で定めた規程等により、承認・届出・確認等が必要な場合においては、所定の手続を行わなければなりません。
- (3) 研究課題が採択された者であっても、応募資格を喪失した者については、補助金の交付を行いません。（科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）第2条に規定する研究機関に所属し、科研費の基盤研究等の応募資格を有する研究者となったことにより、奨励研究の応募資格を喪失する者が、補助金の交付を希望する場合を除く。）
- (4) 補助事業期間終了後に、研究成果をとりまとめ「研究成果報告書」を作成・提出しなければなりません。

11 科研費（奨励研究）の諸手続・管理

- (1) 科学研究費補助金取扱規程第2条に規定する「研究機関」に所属する者について（機関管理）

研究機関（科学研究費補助金取扱規程第2条に規定する研究機関（URL：<https://www-kaken.jsps.go.jp/kaken1/kikanList.do>「機関番号一覧」を参照））に所属する者は、**科研費に係る諸手続・管理の委任を当該所属研究機関に依頼しなければなりません**（以下「機関管理」という。）。そのため、該当者は科研費電子申請システムで、奨励研究に応募するための「**応募用ID・パスワード**」の取得手続を行う際、併せて所属する研究機関に対して**奨励研究に係る諸手続・管理の委任依頼を必ず行ってください**。（詳細は、公募要領別冊「令和5(2023)年度奨励研究 応募用ID・パスワード取得要領」（別冊2頁～4頁）を確認してください。）

- **所属する研究機関が委任の依頼を承諾した場合には**、科研費に係る諸手続・管理は当該研究機関が行うこととなります。
- **所属する研究機関が委任の依頼を承諾しなかった場合には**、科研費に係る諸手続・管理は研究代表者個人が行うこととなります。

- (2) 科学研究費補助金取扱規程第2条に規定する「研究機関」以外に所属する者について（個人管理）

研究機関（科学研究費補助金取扱規程第2条に規定する研究機関（URL：<https://www-kaken.jp/jsp/jsp/kaken1/kikanList.do>「機関番号一覧」を参照））以外に所属する者、及び上記(1)に該当するが研究機関による諸手続・管理の委任の承諾が得られなかった者については、奨励研究に係る諸手続・管理は研究者個人が行うこととなります（以下「個人管理」という。）。科研費の研究の実施に当たって、所属機関において必要な手続等がある場合は、遺漏のないよう実施してください。

1.2 科研費の適正な使用等

(1) 科研費に関するルール

科研費（補助金分）は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年規程第17号）」等の適用を受けるものです。

(2) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等で賄われています。科研費の交付を受ける研究代表者には、法令及び交付された科研費の使用に関するルール（補助条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。

また、「1.1 科研費（奨励研究）の諸手続・管理（5頁～6頁参照）」に基づき、科研費の管理を行うことになった研究機関には、交付された科研費の使用に関するルール（科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出に当たっては、購入物品の発注、納品検収、管理を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究代表者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

なお、研究代表者は、補助金の使用に関する書類（領収書、請求書、納品書等）を補助事業終了後5年間保管する義務があります。

さらに個人管理の研究代表者は、「実績報告書（収支決算報告書）」及び「収支簿（個人管理用）の写し」の提出と合わせて、収支簿に記載された執行額と突合が可能な「収支証明書類の写し」を日本学術振興会に提出しなければなりません。

(3) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い

① 研究成果報告書は、科研費による研究の成果を広く国民に知ってもらう上で重要な役割を果たすとともに、国民の税金等を原資とする科研費の研究の成果を広く社会に還元するために重要なものです。

このため、研究期間終了後に研究成果報告書を提出することとしており、その内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等において広く公開しています。なお、研究成果報告書は、機関管理の研究代表者については、所属する研究機関が取りまとめて提出してください。個人管理の研究代表者については、直接日本学術振興会に提出してください。

② 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究代表者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている研究者が、研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。機関管理の研究課題については、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

個人管理の研究代表者についても、同様の取扱いとなりますので、研究成果報告書は遅滞することなく必ず提出してください。

(4) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であった場合や、研究計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

1 3 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和3年12月17日改正））は、競争的研究費について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。科研費を含む競争的研究費の執行に当たっては、この指針等に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（8頁注参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的研究費担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。

そのため、複数の競争的研究費に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことが分かるように記入するなど、研究計画調書の作成に当たっては十分留意してください。

不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、科研費を交付しないことがあります。

- ② 研究計画調書の作成に当たり、他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、予算額、エフォート、研究費の応募・受入れに当たっての所属組織・役職等）について、事実と異なる記載をした場合、また、研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金等に関する情報、資金以外の施設・設備等による支援に関する情報を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、適切に所属研究機関との共有が行われていないことが判明した場合、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。
- ③ 研究で使用している施設・設備等の受入状況や、その管理の状況等について、研究者等に対して確認を求めることがあります。

(注) 不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」-抜粋-

(平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(令和3年12月17日改正))

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。以下同じ。)が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(2) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

- 「不正使用」、「不正受給」、「不正行為」は、それぞれ以下のような行為を指します。
 - ・「不正使用」・・・架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと
 - ・「不正受給」・・・別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行ったりするなど、偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給すること
 - ・「不正行為」・・・発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

① 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究代表者については、一定期間科研費を交付しないほか、不正使用、不正受給又は不正行為が認められた研究課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

なお、これらに該当する研究代表者については、当該不正使用、不正受給又は不正行為の概要(研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を原則公表します。

また、科研費以外の競争的研究費(他府省所管分を含む。)等で不正使用、不正受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究代表者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととします。

※ 「科研費以外の競争的研究費(他府省所管分を含む。)等」については、令和5(2023)年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和4(2022)年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照してください。

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin_r3-4.pdf

○交付しない期間の扱いについて

【不正使用、不正受給】

| 措置の対象者 | 不正使用の程度 | | 交付しない期間 |
|---|---------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 | 1. 個人の利益を得るための私的流用 | | 10年 |
| II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 | 2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外 | ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの | 5年 |
| | | ② ①及び③以外のもの | 2～4年 |
| | | ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの | 1年 |
| III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者 | - | | 5年 |
| IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 | - | | 善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年 |

なお、以下に該当する者に対しては、「嚴重注意」の措置を講ずる。

- 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
- 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

(出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）を交付しない期間の扱いについて」)

【不正行為】

| 不正行為への関与に係る分類 | | 学術的・社会的影響度 行為の悪質度 | 交付しない期間 | |
|--|---------------------------------------|--|--|------|
| 不正行為に関与した者 | ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者 | | 10年 | |
| | イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者（上記「ア」を除く） | 当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者） | 当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの | 5～7年 |
| | | 当該論文等の責任著者以外の者 | 当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの | 3～5年 |
| | | | | |
| | ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者（上記「ア」を除く） | | | 2～3年 |
| 不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者） | | 当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの | 2～3年 | |
| | | 当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの | 1～2年 | |

※ 論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

(出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて」)

- ② 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、他府省を含む他の競争的研究費等担当（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正事案の概要を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費等への応募及び参画についても制限される場合があります。

※ 「応募及び参画」とは、新規研究課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題（継続研究課題）へ研究代表者又は共同研究者等として参画することを指します。

- ③ 各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められますので、研究活動の実施等に当たっては留意してください。

各ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」

[URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

[URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm)

(注) 不正使用、不正受給又は不正行為の事例

○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
 - ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
 - ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
 - ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打合せをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。
- 注) 事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、全て不正使用に当たります。

○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究活動における不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

1.4 科研費により得た研究成果の発信等について

科研費における研究成果については、研究成果の概要や研究成果報告書を国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に掲載することにより、研究者や一般の方々にも知っていただくため、広く公開しています。このほか、次のような取組についても、あらかじめ御留意ください。

(1) 科研費における研究成果発表に係る謝辞の記載等について

科研費により得た研究成果を発表する場合には、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください。また、論文の Acknowledgement（謝辞）又は所定の箇所に、科研費の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。その際、英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8 桁の課題番号」を必ず含めてください。

〈記載例〉

【英文】 This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP12H34567.

【和文】 本研究は JSPS 科研費 JP12H34567 の助成を受けたものです。

(2) 公正で誠実な研究活動の実施について

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

なお、科研費による研究成果を広く一般に公表する場合等において、研究者個人の見解である旨を記載する際の記載例は次のとおりです。

〈記載例〉

【英文】 Any opinions, findings, and conclusions or recommendations expressed in this material are those of the author(s) and do not necessarily reflect the views of the author(s)' organization, JSPS or MEXT.

【和文】 本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

(3) 科研費の助成を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、日本学術振興会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることをしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

○独立行政法人日本学術振興会の事業における論文のオープンアクセス化に関する実施方針

[URL:https://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf](https://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf)

【参考1：「オープンアクセス化」とは】

査読付きの学術雑誌等に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

【参考2：オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバーゴ）（※1）後（例えば6か月後）、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ（※2）又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※3）することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者が掲載料（APC：Article Processing Charge）を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※1 「エンバーゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2 「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3 「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属研究機関）が、Web（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

（4）研究データマネジメントについて

研究活動の実施により取得された研究データの管理・利活用に関しては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

このため、採択された研究課題の研究代表者に対し、交付申請時に、当該研究課題における研究成果や研究データの保存・管理等に関するデータマネジメントプラン（DMP）の作成を令和6（2024）年度科研費以降求める予定です。

○第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）P.58-61
URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

○「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）
URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sankol1.pdf>

15 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

なお、交付申請時に、研究代表者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、電子申請システムにより確認します（19頁参照）。

【日本学術会議 声明「科学者の行動規範－改訂版－」（平成 25 年（2013 年）1 月 25 日）より抜粋】

I. 科学者の責務

（科学者の基本的責任）

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（科学者の姿勢）

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の科学者）

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

※URL : <http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

【日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」】

（日本語版（テキスト版））（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）

※URL : <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

16 審査等

（1） 審査の方法等

科研費の審査は、応募書類（研究計画調書）に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会でを行います。また、審査は非公開で行われます。

その際、応募者は審査が非公開で行われることを前提に未発表の研究結果や研究アイデア等を研究計画調書に記載していることから、審査委員には以下のように、守秘義務の徹底をお願いしています。

- ・ 応募者の知的資産の保護及びピアレビューシステムの公正性を確保するため、研究計画調書の内容等、審査に当たって知り得た情報はいかなる形においても、上司、同僚や部下を含め、他人に漏らしてはならないこと。
- ・ 審査委員は審査で知り得た情報を自分の利益のために利用してはならないこと。
- ・ 審査資料の厳重な管理の徹底が求められること。

評価基準など、「評価ルール」（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規

程」（以下「審査及び評価に関する規程」という。）の詳細は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（URL: https://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html）で確認してください。

（令和5（2023）年度に係る「審査及び評価に関する規程」については、令和4（2022）年8月に日本学術振興会ホームページにおいて公開する予定です。）

「奨励研究」は、審査区分ごとに、3名の審査委員が2段階にわたり書面審査を行います。合議審査は行いません。（「2段階書面審査」）

（2） 審査結果の通知

- ① 審査結果に基づく採択、不採択については、所属研究機関を通じて応募された場合は電子申請システムにより研究代表者及び所属研究機関に通知し、それ以外の場合は電子申請システムにより研究代表者に通知します。（2月下旬予定）
- ② 採択されなかった場合は、審査区分におけるおおよその順位及びその他の評価項目の評価結果を電子申請システムにより開示します。（4月予定）

（3） 交付申請時の本人確認

採択された研究課題について、研究代表者が補助金の交付を希望する場合には、「補助金の交付申請手続」を行う必要があります。その際、個人で補助金を管理する研究代表者については、本人であることを証明する書類（運転免許証、パスポート等）の写しを交付申請書類と併せて提出する必要があります（マイナンバーが記載されている書類は受け付けることができません。また、保険者番号、被保険者記号・番号の記載がある書類の場合は該当箇所をマスキングしてください。）。

また、同交付申請手続時にあらためて「在籍確認書類」の提出が必要になる予定です。

Ⅱ 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等

1 奨励研究応募用の科研費電子申請システムを利用するための応募者情報の登録及び応募用ID・パスワードの取得申請期限

取得申請期限：令和4(2022)年9月30日(金)午後4時30分(厳守)

※上記の期限より後に取得申請があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って取得申請してください。

奨励研究に応募するためには、まず研究代表者自らがWEB（奨励研究応募者・交付内定者向けページ URL：<https://www-shinsei.jsps.go.jp>）上で応募者情報の登録（仮登録及び本登録）を行い、奨励研究応募用ID・パスワードを取得した上で、当該ID・パスワードを使用して奨励研究応募用の科研費電子申請システムにアクセスし、研究計画調書を作成する必要があります。

応募用ID・パスワード取得手続の詳細については、公募要領別冊「令和5(2023)年度奨励研究 応募用ID・パスワード取得要領」（別冊2頁～4頁）を確認してください。

期限までに取得申請が無い場合、奨励研究に応募することができません。

なお、**応募用IDの取得は、本年度の応募期間中、応募者一人につき1回まで**とします（応募用ID・パスワードは審査結果の確認・交付内定以降の手続きにおいて使用しますので、適切に保管願います。）。また、**前年度以前に取得した応募用ID・パスワードを使用しての応募はできませんので**、本年度に応募される場合は必ず期限までに取得申請を行ってください。

2 研究計画調書の作成

科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的科研費制度ですので、**研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。**

研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。

また、海外渡航等を伴う研究計画を立案する場合には、実現可能性に十分留意してください。

審査においては研究課題名を含めた研究計画調書全体が審査されること、採択された場合には科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に掲載され広く公開されることに十分留意の上、研究課題名は研究内容を適切に反映させたものとしてください。

「1 奨励研究応募用の科研費電子申請システムを利用するための応募者情報の登録及び応募用ID・パスワードの取得申請期限」により取得した応募用ID・パスワードを用いて、奨励研究応募用の科研費電子申請システムにアクセスし、研究計画調書を作成してください。

なお、研究計画調書は「Web入力項目」と「添付ファイル項目」の2つで構成されています。

① Web入力項目

研究代表者情報、研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ等。研究代表者が奨励研究応募用の科研費電子申請システムによりWeb上で入力する部分。

② 添付ファイル項目

研究目的、研究方法等の研究計画の内容に係る部分。様式は、日本学術振興会科学研究費助成ホームページ（URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/11_shourei/download.html）から取得してください。

「添付ファイル項目」の記入後、奨励研究応募用の科研費電子申請システムにアクセスし、当該ファイルをアップロードすると、①Web入力項目と②添付ファイル項目の内容を1つにまとめた「研究計画調書（PDFファイル）」が生成されます。

| 研究計画調書 | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| ①Web入力項目 (前半) | ②添付ファイル項目 の様式(※) | ①Web入力項目 (後半) |
| 電子申請システム に入力 (研究課題情報) | S-31 | 電子申請システム に入力 (研究経費の使用内訳、研究費の 応募・受入等の状況等) |

※研究計画調書(PDFファイル)の出力イメージは、公募要領別冊「令和5(2023)年度奨励研究
研究計画調書」(別冊10頁～16頁)を参照してください。

3 審査希望区分の選定

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査希望区分を示す分類表である別表1-1「令和5(2023)年度奨励研究 審査区分表(30頁～31頁)」から、審査を希望する審査区分を必ず一つ選定し、Web入力項目において審査区分番号を入力してください。

また、各審査区分の詳細については、別表1-2「令和5(2023)年度奨励研究 審査区分表内容の例(32頁～51頁)」を確認してください。

4 研究計画調書の提出方法等

(1) 「機関管理」により提出する場合

研究代表者は、所属研究機関が指定する期日までに、科研費電子申請システムで作成した研究計画調書(PDFファイル)を当該研究機関に提出(送信)してください。(直接日本学術振興会へ提出(送信)することはできません。)所属研究機関が日本学術振興会へ研究計画調書を提出することとなります。

(2) 「個人管理」により提出する場合

研究代表者は、下記の研究計画調書の提出期限までに、科研費電子申請システムで作成した研究計画調書(PDFファイル)を日本学術振興会に提出(送信)してください。

※1 紙媒体による応募は受理しません。

※2 当該年度経過後に、研究計画調書(PDFファイル)データは削除しますので、日本学術振興会に提出(送信)した「研究計画調書」については、写しを必ず保管してください。

5 在籍確認書類の提出方法等(「個人管理」により応募する研究代表者のみ)

本種目は、「教育・研究機関や企業等に所属する者」を対象としています。そのため、応募時点において、所属組織の長等が証明した「在籍確認書類」の提出(送信)が必要となります。

「在籍確認書類」は参考様式として、日本学術振興会科学研究費助成ホームページ(URL:https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/11_shourei/download.html)から取得できますが、必ずしもこれによる必要はなく、各所属先で定められている書式を活用することや、応募時点において有効な職員証等(所属名称、在籍者、組織の長等が証明している内容を確認できるもの)の写しを提出(送信)することにより、「在籍確認書類」の提出(送信)とすることができます。なお、在籍確認書類として認められない書類(所属組織が発行していない書類等)や、内容が確認できない書類(白紙・不鮮明なもの等)をアップロードした場合、審査に付されない場合がありますので、提出前によく確認してください。

また、採択された場合、採択された研究課題に関する情報については、後述する「8 個人情報情報の取扱い」(18頁)に記載のとおり取り扱いますので、この点、十分御理解・御確認の上、応募手続を行ってください。

6 日本学術振興会への研究計画調書の提出（送信）期限

送信期限：令和4（2022）年10月5日（水）午後4時30分（厳守）

※いかなる理由であっても、上記の期限より後に提出（送信）された課題は受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

7 作成・提出に当たっての留意事項

- (1) 応募書類が所定の様式と同一規格であるか確認してください。なお、研究計画調書の作成に当たっては、公募要領別冊（8頁～9頁、17頁～21頁）を十分に確認してください。
- (2) 研究計画調書はモノクロ（グレースケール）印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては留意してください。
- (3) **研究計画調書の提出（送信）後に、研究計画調書の訂正、再提出等を行うことはできません。提出（送信）後の応募金額の誤り等の訂正には一切応じることができませんので、提出（送信）前に十分に確認してください。**
個人管理により応募する研究代表者が提出（送信）する在籍確認書類の差し替え、訂正、再提出等を行うこともできませんので、提出（送信）前に十分に確認してください。
- (4) 紙媒体による応募は受理しません。
- (5) 応募に関する電子申請手続の詳細は、科研費電子申請システムの「操作手引」を参照してください。（URL：<https://www-shinsei.jspcs.go.jp/kaken/index.html>）
- (6) 経費については、「I 公募の内容」「7 経費」（2頁）を確認してください。なお、**奨励研究では直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費（パイアウト経費）を支出することはできません。**

（参考） 「令和5（2023）年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領」 抜粋

【競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出について】

研究活動に専念できる時間を拡充するために、研究代表者・研究分担者の研究以外の業務（※）の代行に係る経費（パイアウト経費）を直接経費から支出することが可能となりました（パイアウト制度）。

（※）所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となる（例：教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）、社会貢献活動（診療活動、研究成果普及活動等）等）。また、営利目的で実施する業務は対象外。

科研費では令和3（2021）年度以降、以下の種目においてパイアウト経費を支出することを可能とします。パイアウト経費の支出を希望する場合は、所属する研究機関の構築した仕組みにのっとり、研究機関と研究代表者（又は研究分担者）の合意に基づいて実施することとなります。

パイアウト経費を支出する場合は、研究計画調書の「その他」の費目に計上し、「事項」欄に必ず『パイアウト』という文言を記載してください（公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」も併せて確認してください。）。

【パイアウト制度の対象となる種目】

特別推進研究、学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成は除く）、新学術領域研究（研究領域提案型）（『学術研究支援基盤形成』は除く）、基盤研究、挑戦的研究（挑戦的萌芽研究を含む）、若手研究（若手研究（A・B）を含む）、研究活動スタート支援、国際先導研究、国際共同研究強化（B）、帰国発展研究（国内の研究機関に所属した後に限る）、特別研究促進費

【パイアウト制度の対象とならない種目】

奨励研究、研究成果公開促進費、特別研究員奨励費、学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）、新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』、国際共同研究強化（A）（改称前の国際共同研究強化を含む）。ただし、国際共同研究強化（A）（改称前の国際共同研究強化を含む）は、必要に応じて「代替要員確保のための経費」を計上することができます。

支出可能な経費や所属機関において実施すべき事項の詳細については、下記の資料を御参照ください。

○「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（パイアウト制度の

導入)について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00003.htm

なお、バイアウト制度は、研究代表者(又は研究分担者)の希望に基づき、当該研究課題に専念できる時間を拡充するための制度であることから、研究代表者(又は研究分担者)の希望の有無や、当該研究課題に専念できる時間の拡充状況(増加時間数など)等について経費の執行状況と合わせて確認する場合があります。その際、当該研究課題に専念できる時間の拡充が確認できないなど適切に支出されていない場合は当該経費の返還を求める場合がありますので、各研究機関においては適切に運用するようにしてください。

8 個人情報の取扱い

研究計画調書に含まれる個人情報及び電子申請システムに登録した個人情報は、科学研究費助成事業の業務、科学研究費助成事業を含む科学技術政策に関するアンケートの実施のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採択された研究課題に関する情報(研究課題名・研究代表者氏名・所属研究機関名・交付予定額等)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)等により公開します。

これらの情報の取扱い(利用・提供・公開)について、十分御理解・御確認の上、研究者及び研究機関は応募手続を行ってください。

Ⅲ 研究倫理教育の受講等について

科研費により行われる研究活動に参画する研究代表者は、令和5(2023)年度科学研究費助成事業の新規研究課題の交付申請(令和5(2023)年4月予定)前までに、研究倫理教育等に関し、以下の点をあらかじめ行っておく必要があります。

- ・ 交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材(『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])、APRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)等)の通読・履修をすること、又は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること。
- ・ 交付申請前までに、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること。

※ 補助金を個人で管理する研究代表者は、日本学術振興会が提供する研究倫理教育教材である『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、又は研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])の通読・履修をしてください。

※ 研究代表者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、交付申請時に電子申請システムにより確認します。

IV 研究機関が行う事務（研究機関の事務担当者向け情報）

本章は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関の事務担当者が行う事務手続きについて記載しています。該当する場合のみ、以下の手続きを行ってください。

科学研究費補助金取扱規程第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関（注）

（注） 文部科学大臣の指定を受け、既に研究機関として認められている機関が、次の事項のいずれかについて変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省研究振興局学術研究推進課に届け出てください。

- ① 研究機関の廃止又は解散
- ② 研究機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ③ 研究機関の設置の目的、業務の内容、内部組織を定めた法令、条例、寄附行為その他の規約に関する事項

研究機関に該当するかどうかについては、「機関番号一覧」（URL：<https://www-kaken.jsps.go.jp/kaken1/kikanList.do>）を参照してください。

1 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと

(1) 公募要領の内容の周知

公募要領の内容については、あらかじめ研究機関内の応募資格を有する者に対してその内容を周知してください。特に、電子申請システムによる応募の手続きや応募用ID・パスワードを取得するには取得申請期限があること、応募書類（研究計画調書）の提出（送信）期限などについては、誤りのないように周知をお願いします。

(2) 応募者情報の確認、応募予定者から依頼のあった奨励研究の応募等の諸手続き及び管理の委任についての回答

研究機関に所属する研究代表者（奨励研究の応募予定者）が、奨励研究応募用の科研費電子申請システムのログインID・パスワードを取得するためには、以下の方法により、所属研究機関から応募者情報の確認及び奨励研究の応募等の諸手続・管理の委任についての回答を受ける必要があります。

については、研究機関内の応募予定者からID・パスワードの取得申請があった場合には、速やかに応募者情報の確認及び奨励研究の応募等の諸手続・管理の委任についての回答を行ってください。

また、科研費の適正な執行管理の徹底を図るため、応募予定者から奨励研究の応募等の諸手続・管理の委任についての依頼を受けた場合は、特段の理由がない限りこれを承諾くださるようお願いします。

<研究機関に所属する応募者のID・パスワード取得方法>

- ① 研究代表者自らがWEB（奨励研究応募者・交付内定者向けページ）上で、「応募者情報の仮登録兼研究機関への奨励研究の応募等の諸手続及び管理の委任依頼」を行う。
- ② ①で登録された研究機関の科研費電子申請システム（所属研究機関担当者向けメニュー）に当該応募者情報（ID・パスワード申請者情報）が送信される。
- ③ 研究機関担当者は、e-RadのID・パスワードにより科研費電子申請システムにアクセスし、科研費電子申請システム上で当該応募者情報の確認及び奨励研究の応募等の諸手続き及び管理の委任についての回答（委任の「承諾」又は「不承諾」の登録）を行う。
- ④ 研究代表者が登録したメールアドレスに仮登録完了通知が送信される。メール到着から72時間以内に当該メールに記載のURLにアクセスし、応募者情報本登録を完了すると、応募用ID・パスワードを取得できる。

<研究機関が研究機関用のe-RadのID・パスワードを取得していない場合の手続>

e-Rad ポータルサイトより登録様式をダウンロードし、登録申請を行ってください。

なお、登録申請から「研究機関用のID・パスワード」が発行されるまで、最大2週間程度かかる場合があります。

※1 e-RadのID・パスワードの取得については、e-Rad ホームページ「研究機関の登録申請の方法」(URL：<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)で確認してください。

※2 既にe-RadのID・パスワードを取得している研究機関は、再度取得する必要はありません。

※3 取得したID・パスワードは、科研費の全ての研究種目共通で使用することができますので、研究種目ごとに取得する必要はありません。

(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）（以下「公的研究費ガイドライン」という。）の内容について遵守する必要があり、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況等を「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「体制整備等自己評価チェックリスト」という。）により報告しなければなりません。

このため、「令和5（2023）年度科研費の新規研究課題に応募する研究代表者が所属する予定の研究機関」及び「令和5（2023）年度も研究課題を継続する研究代表者が所属する予定の研究機関」は、文部科学省ホームページ「「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について」（URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm）の提出方法や様式等に基づき、「体制整備等自己評価チェックリスト」を令和4（2022）年12月1日（木）までにe-Radを利用して文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に提出してください。ただし、令和4（2022）年4月以降に別途、「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出している場合には、今回、改めて提出する必要はありません。

なお、「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

（注）e-Radの使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

<問合せ先>

（公的研究費ガイドラインの様式・提出等について）

文部科学省 科学技術・学術政策局 研究環境課 競争的研究費調整室

電話：03-5253-4111（内線：3866, 3827）

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

（e-Radへの研究機関登録について）

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話：0570-057-060（ナビダイヤル）

受付時間：9:00～18:00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

URL: <https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

（e-Radの利用可能時間帯）

（月～日）0:00～24:00（24時間365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(4) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出

科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）（以下「不正行為ガイドライン」という。）の内容について遵守する必要があり、「不正行為ガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出しなければなりません。

このため、「令和5（2023）年度科研費の新規研究課題に応募する研究代表者が所属する予定の研究機関」及び「令和5（2023）年度も研究課題を継続する研究代表者が所属する予定の

研究機関」は、文部科学省ホームページ「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（令和4年度版）の提出について（依頼）」（URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00003.html）の提出方法や様式等に基づき、「研究不正行為チェックリスト」を令和4（2022）年9月30日（金）までにe-Radを利用して文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に提出してください。ただし、令和4（2022）年4月以降に別途、「研究不正行為チェックリスト」を提出している場合には、今回、改めて提出する必要はありません。

なお、「研究不正行為チェックリスト」の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

※「研究不正行為チェックリスト」は、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」とはe-Radを使用する点では同一ですが、提出する宛先が異なり、両チェックリストの提出が必要となりますので、御注意ください。

（注）e-Radの使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

<問合せ先>

（不正行為ガイドラインの様式・提出等について）※公的研究費ガイドラインの問合せ先とは異なります。

文部科学省 科学技術・学術政策局 研究環境課 研究公正推進室

電話：03-6734-3874

e-mail: jinken@mext.go.jp

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

（e-Radへの研究機関登録について）

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話：0570-057-060（ナビダイヤル）

受付時間：9：00～18：00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

URL: <https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

（e-Radの利用可能時間帯）

（月～日）0：00～24：00（24時間365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(5) 応募資格の確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この公募要領に定める応募資格を有する者であることを確認してください。なお、その際、科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に科研費の交付対象から除外されている者でないことについても必ず確認してください。

(6) 研究代表者への確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この公募要領に定める「I 公募の内容」を確認した上で研究計画調書を作成していることを確認してください。

(7) 研究計画調書の確認

研究計画調書は、所定の様式と同一規格であるか確認してください。特に、添付ファイル項目の各欄の頁数については、それぞれ1頁以内であるか確認してください。なお、作成に当たっては公募要領別冊（8頁～9頁、17頁～21頁参照）を十分に確認するよう研究代表者に周知をしてください。

(8) 不正行為ガイドラインに基づく「研究倫理教育」の実施等

新規研究課題の研究代表者については交付申請前までに、以下のことを行う必要があります。

- ・自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 eラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）等）の通読・履修をすること、又は、「不正行為ガイドライン」を踏まえ、研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること。

- ・日本学術会議の声明「科学者の行動規範―改訂版―」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること。

そのため、各研究機関におかれては、「不正行為ガイドライン」に基づき、研究倫理教育を実施していただくとともに、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について周知してください。

(9) 研究成果報告書の提出について

研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、以下のとおり取り扱うことがありますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

- ・研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

(10) 研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

- 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について

（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf

2 応募書類（研究計画調書）の提出等

(1) 研究計画調書の確認及び承認

e-Rad の ID・パスワードにより科研費電子申請システムにアクセスし、研究代表者が作成した研究計画調書（PDF ファイル）の情報を取得し、その内容等について確認してください。

内容等に不備のないすべての研究計画調書（PDF ファイル）について承認処理を行ってください（日本学術振興会に研究計画調書（PDF ファイル）を提出（送信）したことになります。）。なお、研究機関により承認処理が行われた研究計画調書（PDF ファイル）については修正等を行うことはできません。

(2) 研究計画調書の提出（送信）期限

送信期限：令和4(2022)年10月5日(水)午後4時30分(厳守)

※ いかなる理由であっても、上記の期限より後に提出(送信)された課題は受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出(送信)してください。

(3) 留意事項

- ① 応募に関する電子申請手続の詳細は、科研費電子申請システムの「操作手引」を参照してください (URL：<https://www-shinsei.jps.go.jp/kaken/index.html>)。
- ② 研究計画調書の提出(送信)後に、研究計画調書の訂正、再提出等を行うことはできません。提出(送信)後の応募金額の誤り等の訂正には一切応じることができませんので、提出(送信)前に十分に確認してください。

V 関連する留意事項等

1 「学術研究支援基盤形成」により形成されたプラットフォームによる支援の利用について

学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）では、科研費により実施されている個々の研究課題に関し、研究者の多様なニーズに効果的に対応するため、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点を中核機関とする関係機関の緊密な連携の下、学術研究支援基盤（以下「プラットフォーム」という。）を形成し、科研費により実施されている個々の研究課題への技術支援等を実施し、研究者に対して問題解決への先進的な手法を提供するとともに、研究者間の連携、異分野融合や人材育成を一体的に推進しています。

科研費により実施している研究課題を対象に、以下の各プラットフォームにおいて、技術支援等を行う研究課題を公募します。各プラットフォームからの技術支援等を希望される研究者におかれましては、各プラットフォームのホームページ等により公募内容・時期を御確認の上、積極的に御応募ください。

※「技術支援等」とは、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援のほか、リソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を指します。

「先端技術基盤支援プログラム」：

複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援を行う

「研究基盤リソース支援プログラム」：

研究の基礎・基盤となるリソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を行う

| 区分 | プラットフォーム名 | 中核機関 | 支援機能 |
|-----------------|--------------------------|------------------------------------|---|
| 先端技術基盤支援プログラム | 先端バイオイメーキング支援プラットフォーム(*) | 自然科学研究機構生理学研究所 自然科学研究機構基礎生物学研究所 | 光学顕微鏡技術支援、電子顕微鏡技術支援、磁気共鳴画像技術支援、画像解析技術支援 |
| | 先端モデル動物支援プラットフォーム(*) | 東京大学医科学研究所 | モデル動物作製支援、病理形態解析支援、生理機能解析支援、分子プロファイリング支援 |
| | 先進ゲノム解析研究推進プラットフォーム(*) | 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所 | 先進ゲノム解析（最先端技術と設備による、新規ゲノム配列決定、変異解析、RNA・エピゲノム解析、メタゲノム解析、超高感度解析、情報解析） |
| 研究基盤リソース支援プログラム | コホート・生体試料支援プラットフォーム(*) | 東京大学医科学研究所 | 生体試料・情報提供支援（健常人試料・情報、臨床検体・情報）、生体試料解析技術支援（ゲノム・オミックス解析等）、バイオメディカル情報解析支援 |
| | 短寿命 RI 供給プラットフォーム | 大阪大学核物理研究センター | 研究用の短寿命 RI を加速器を用いて製造し供給 |

また、上記*印の四つのプラットフォームに対しては、四つを横断したコーディネートなど総合窓口機能を担う生命科学連携推進協議会（中核機関：東京大学医科学研究所）を設けています。

各プラットフォーム等のホームページは、以下に掲載のリンク集を御参照ください。

URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/mext_01901.html

2 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）や「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

これらを踏まえ、競争的研究費により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、当該競争的研究費におけるルール範囲内において、当該研究課題の実施に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）
URL:https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）
URL:<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
（令和3年3月5日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）
URL:https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf

3 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

平成22（2010）年6月に取りまとめられた『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員決定）では、研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置付け、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

科研費では、特に、比較的高額な研究費を受ける特別推進研究などの研究進捗評価や、新学術領域研究（研究領域提案型）の中間・事後評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着目点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。

4 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター（URL:<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されています。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を四つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

については、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知おき願います。

また、バイオサイエンスデータベースセンターでは、ヒトに関するデータについて、個人情報

の保護に配慮しつつ、ライフサイエンス分野の研究に係るデータの共有や利用を推進するためにガイドラインを策定しています。

NBDC ヒトデータ共有ガイドライン

URL:<https://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines/>

<問合せ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

5 大学連携バイオバックアッププロジェクトについて

大学連携バイオバックアッププロジェクト（Interuniversity Bio-Backup Project for Basic Biology）は、様々な分野の研究に不可欠な研究資源である生物遺伝資源をバックアップし、予期せぬ事故や災害等による生物遺伝資源の毀損や消失を回避することを目的として、平成24（2012）年から新たに開始されました。

本プロジェクトの中核となる大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所には、生物遺伝資源のバックアップ拠点としてIBBPセンター（URL:<http://www.nibb.ac.jp/ibbp/>）が設置され、生物遺伝資源のバックアップに必要な最新の機器が整備されています。

全国の大学・研究機関に所属する研究者であればどなたでも保管申請ができます。IBBPで保管可能な生物遺伝資源は、増殖（増幅）や凍結保存が可能なサンプル（植物種子に関しては冷蔵及び冷凍保存の条件が明確なもの）で、かつ、病原性を保有しないことが条件です。バックアップは無料で行われますので是非御活用ください。

<問合せ先>

大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所 IBBP センター事務局

電話：0564-59-5930, 5931

6 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、本事業の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、科研費で開発したバイオリソース（NBRPで対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託^{*}いただき、NBRPにおける収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRPで既に整備されているリソースについては、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点整備プログラム 代表機関一覧

URL:<https://nbrp.jp/resource/>

<問合せ先>

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）事務局（大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所内設置）

電話：055-981-6809

7 安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の二つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

そのため、研究機関が科学研究費助成事業による研究課題を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

○ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

○ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について

平成28年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成28年11月30日(ニューヨーク現地時間)、国連安全保障理事会(以下「安保理」という。)は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第2321号を採択しました。これに関し、平成29年2月17日付けで28受文科際第98号「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について(依頼)」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文11の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第2321号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳(外務省告示第463号(平成28年12月9日発行))

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

9 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍者の約3割程度が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられるなど、各研究機関におけるRA（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、科研費の基盤研究等の公募に当たっては、研究の遂行に必要な博士課程学生をRA等として雇用する場合、各研究機関の定める基準により、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしています。

必要に応じ、以下を参照してください。

○令和5（2023）年度科学研究費助成事業－科研費－の公募について

URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/02_koubo/index.html

10 URA等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用するURA等のマネジメント人材が科研費の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては科研費に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

11 日本学術振興会における男女共同参画の取組について

学術の振興のためには、多様な人材が自らの能力を発揮し、活躍できる環境づくりが重要であることから、日本学術振興会では、令和2（2020）年3月に「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」を策定し、学術分野における男女共同参画を推進しております。

その一環として、研究とライフイベントの両立など、全ての研究者の多様なキャリアを応援することを目的としたウェブサイト「CHEERS!」（チアーズ）（<https://cheers.jsps.go.jp/>）をオープンしました。今後、「CHEERS!」を通じて、研究と育児の両立等に役立つ情報の発信を行うとともに、研究者相互のネットワークづくりのための取組等を積極的に進めて参りますので、是非御活用ください。

令和5(2023)年度奨励研究 審査区分表

| 審査区分 番号 | 審査区分 |
|------------|--|
| 1110 | 思想、芸術およびその関連分野 |
| 1120 | 文学、言語学およびその関連分野 |
| 1130 | 歴史学、考古学、博物館学およびその関連分野 |
| 1140 | 地理学、文化人類学、民俗学およびその関連分野 |
| 1150 | 法学、政治学、経済学、経営学およびその関連分野 |
| 1160 | 社会学、心理学およびその関連分野 |
| 1170 | 教育学・教育社会学関連 |
| 1180 | 教科教育学および初等中等教育学関連 |
| 1190 | 特別支援教育関連 |
| 1200 | 教育工学関連 |
| 1210 | 科学教育関連 |
| 2110 | 代数学、幾何学、解析学、応用数学およびその関連分野 |
| 2120 | 物性物理学、プラズマ学、素粒子、原子核、宇宙物理学およびその関連分野 |
| 2130 | 天文学、地球惑星科学およびその関連分野 |
| 2140 | 材料力学、生産工学、設計工学、流体工学、熱工学、機械力学、ロボティクスおよびその関連分野 |
| 2150 | 電気電子工学およびその関連分野 |
| 2160 | 土木工学、建築学、航空宇宙工学、船舶海洋工学、社会システム工学、安全工学、防災工学およびその関連分野 |
| 2170 | 材料工学、化学工学およびその関連分野 |

| 審査区分 番号 | 審査区分 |
|------------|---|
| 2180 | ナノマイクロ科学、応用物理物性、応用物理工学、原子力工学、地球資源工学、エネルギー学、人間医工学およびその関連分野 |
| 2190 | 物理化学、機能物性化学、有機化学、無機・錯体化学、分析化学、高分子、有機材料、無機材料化学、エネルギー関連化学、生体分子化学およびその関連分野 |
| 3110 | 農芸化学、生産環境農学、森林圏科学、水圏応用科学、社会経済農学、農業工学、獣医学、畜産学およびその関連分野 |
| 3120 | 分子レベルから細胞レベルの生物学、細胞レベルから個体レベルの生物学、個体レベルから集団レベルの生物学と人類学、神経科学およびその関連分野 |
| 3130 | 薬系化学および創薬科学関連 |
| 3140 | 薬系分析および物理化学関連 |
| 3150 | 薬系衛生および生物化学関連 |
| 3160 | 薬理学関連 |
| 3170 | 環境および天然医薬資源学関連 |
| 3180 | 医療薬学関連 |
| 3190 | 生体の構造と機能、病理病態学、感染・免疫学およびその関連分野 |
| 3200 | 腫瘍学、ブレインサイエンスおよびその関連分野 |
| 3210 | 内科学一般、器官システム内科学、生体情報内科学およびその関連分野 |
| 3220 | 恒常性維持器官の外科学、生体機能および感覚に関する外科学およびその関連分野 |
| 3230 | 口腔科学およびその関連分野 |
| 3240 | 社会医学、看護学およびその関連分野 |
| 3250 | スポーツ科学、体育、健康科学およびその関連分野 |
| 4110 | 情報科学、情報工学、人間情報学、応用情報学およびその関連分野 |
| 4120 | 環境解析評価、環境保全対策およびその関連分野 |

令和5(2023)年度奨励研究 審査区分表 内容の例

本表は、「令和5(2023)年度奨励研究 審査区分表」の審査区分ごとの内容の例を示した表です。本表を確認の上、応募する審査区分を選択してください。なお、以下の内容の例については、複数の審査区分に表れています。

| 内容の例 | 対応する審査区分番号 |
|--------------------|------------------|
| 地域研究関連 | 1140, 1150 |
| 観光学関連 | 1140, 1150, 1160 |
| ジェンダー関連 | 1140, 1150, 1160 |
| デザイン学関連 | 1110, 2160, 4110 |
| 図書館情報学および人文社会情報学関連 | 1120, 4110 |
| 認知科学関連 | 1160, 4110 |

1110： 思想、芸術およびその関連分野

| 内容の例 |
|---|
| 〔哲学および倫理学関連〕 哲学一般、倫理学一般、西洋哲学、西洋倫理学、日本哲学、日本倫理学、応用倫理学、など |
| 〔中国哲学、印度哲学および仏教学関連〕 中国哲学思想、インド哲学思想、仏教思想、書誌学、文献学、など |
| 〔宗教学関連〕 宗教史、宗教哲学、神学、宗教社会学、宗教心理学、宗教人類学、宗教民俗学、神話学、書誌学、文献学、など |
| 〔思想史関連〕 思想史一般、西洋思想史、東洋思想史、日本思想史、など |
| 〔美学および芸術論関連〕 芸術哲学、感性論、各種芸術論、など |
| 〔美術史関連〕 日本美術、東洋美術、西洋美術、現代美術、工芸、デザイン、建築、服飾、写真、など |
| 〔芸術実践論関連〕 各種芸術表現法、アートマネジメント、芸術政策、芸術産業、など |
| 〔科学社会学および科学技術史関連〕 科学社会学、科学史、技術史、医学史、産業考古学、科学哲学、科学基礎論、科学技術社会論、など |
| 〔デザイン学関連〕 情報デザイン、環境デザイン、工業デザイン、空間デザイン、デザイン史、デザイン論、デザイン規格、デザイン支援、デザイン評価、デザイン教育、など |

1120： 文学、言語学およびその関連分野

| 内容の例 |
|---|
| 〔日本文学関連〕 日本文学一般、古代文学、中世文学、漢文学、書誌学、文献学、近世文学、近代文学、現代文学、関連文学理論、など |

| |
|---|
| 〔中国文学関連〕 |
| 中国文学、書誌学、文献学、関連文学理論、など |
| 〔英文学および英語圏文学関連〕 |
| 英文学、米文学、英語圏文学、関連文学理論、書誌学、文献学、など |
| 〔ヨーロッパ文学関連〕 |
| 仏文学、仏語圏文学、独文学、独語圏文学、西洋古典学、ロシア東欧文学、その他のヨーロッパ語系文学、関連文学理論、書誌学、文献学、など |
| 〔文学一般関連〕 |
| 諸地域諸言語の文学、文学理論、比較文学、書誌学、文献学、文学教育、など |
| 〔言語学関連〕 |
| 音声音韻論、意味語用論、形態統語論、社会言語学、対照言語学、心理言語学、神経言語学、通時的研究、コーパス言語学、危機言語、など |
| 〔日本語学関連〕 |
| 音声音韻、表記、語彙と意味、文法、文体、語用論、言語生活、方言、日本語史、日本語学史、など |
| 〔英語学関連〕 |
| 音声音韻、語彙と意味、文法、文体、語用論、社会言語学、英語の多様性、コーパス研究、英語史、英語学史、など |
| 〔日本語教育関連〕 |
| 学習者研究、言語習得、教材開発、カリキュラム評価、目的別日本語教育、バイリンガル教育、教師研究、日本語教育のための日本語研究、日本語教育史、異文化理解、など |
| 〔外国語教育関連〕 |
| 学習法、コンピュータ支援学習（CALL）、教材開発、言語テスト、第二言語習得論、早期英語教育、外国語教育政策史、カリキュラム評価、外国語教師養成、異文化理解、など |
| 〔図書館情報学および人文社会情報学関連〕 |
| 図書館学、情報サービス、情報組織化、情報検索、情報メディア、計量情報学、情報資源、情報倫理、人文情報学、社会情報学、デジタルアーカイブス、など |

1130： 歴史学、考古学、博物館学およびその関連分野

| 内容の例 |
|--|
| 〔史学一般関連〕 |
| 歴史理論、歴史学方法論、史料研究、記憶とメディア、世界史、交流史、比較史、など |
| 〔日本史関連〕 |
| 日本史一般、古代史、中世史、近世史、近現代史、地方史、文化史、宗教史、環境史、都市史、交流史、比較史、史料研究、など |
| 〔アジア史およびアフリカ史関連〕 |
| 中国前近代史、中国近現代史、東アジア史、中央ユーラシア史、東南アジア史、オセアニア史、南アジア史、西アジア史、アフリカ史、交流史、比較史、史料研究、など |
| 〔ヨーロッパ史およびアメリカ史関連〕 |
| ヨーロッパ古代史、ヨーロッパ中世史、西ヨーロッパ近現代史、東ヨーロッパ近現代史、南北アメリカ史、交流史、比較史、史料研究、など |
| 〔考古学関連〕 |
| 考古学一般、先史学、歴史考古学、日本考古学、アジア考古学、古代文明学、物質文化学、実験考古学、情報考古学、埋蔵文化財研究、など |
| 〔文化財科学関連〕 |
| 年代測定、材質分析、製作技法、保存科学、遺跡探査、動植物遺体、人骨、文化遺産、文化資源、文化財政策、など |
| 〔博物館学関連〕 |
| 博物館展示学、博物館教育学、博物館情報学、博物館経営学、博物館行財政学、博物館資料論、博物館学史、など |

1140： 地理学、文化人類学、民俗学およびその関連分野

| 内容の例 |
|--|
| 〔地理学関連〕 地理学一般、土地利用、景観、環境システム、地形学、気候学、水文学、地図学、地理情報システム、地域計画、など |
| 〔人文地理学関連〕 人文地理学一般、経済地理学、社会地理学、政治地理学、文化地理学、都市地理学、農村地理学、歴史地理学、地誌学、地理教育、など |
| 〔文化人類学および民俗学関連〕 文化人類学一般、民俗学一般、物質文化、生態、社会関係、宗教、芸術、医療、越境、マイノリティー、など |
| 〔地域研究関連〕 地域研究一般、地域間比較、援助、国際協力、地域間交流、環境、トランスナショナリズム、グローバリゼーション、社会開発、など |
| 〔観光学関連〕 観光研究一般、ツーリズム、観光資源、観光政策、観光産業、地域振興、旅行者、聖地巡礼、など |
| 〔ジェンダー関連〕 ジェンダー研究一般、フェミニズム、セクシュアリティ、クィアスタディーズ、労働、暴力、売買春、生殖医療、男女共同参画、など |

1150： 法学、政治学、経済学、経営学およびその関連分野

| 内容の例 |
|---|
| 〔基礎法学関連〕 法哲学・法理学、ローマ法、法制史、法社会学、比較法、外国法、法政策学、法と経済、司法制度論、など |
| 〔公法学関連〕 憲法、行政法、租税法、など |
| 〔国際法学関連〕 国際公法、国際私法、国際人権法、国際経済法、EU法、など |
| 〔社会法学関連〕 労働法、経済法、社会保障法、教育法、など |
| 〔刑事法学関連〕 刑法、刑事訴訟法、犯罪学、刑事政策、少年法、法と心理、など |
| 〔民事法学関連〕 民法、商法、民事訴訟法、倒産法、紛争処理法制、など |
| 〔新領域法学関連〕 環境法、医事法、情報法、消費者法、知的財産法、法とジェンダー、法曹論、など |
| 〔政治学関連〕 政治理論、政治思想史、政治史、日本政治史、現代日本政治、政治過程論、選挙研究、政治経済学、行政学、地方自治、比較政治、公共政策、など |
| 〔国際関係論関連〕 国際関係理論、現代国際関係、外交史、国際関係史、対外政策論、安全保障論、国際政治経済論、グローバルガバナンス論、国際協力論、など |
| 〔地域研究関連〕 地域研究一般、地域間比較、援助、国際協力、地域間交流、環境、トランスナショナリズム、グローバリゼーション、社会開発、など |

| |
|---|
| 〔ジェンダー関連〕 |
| ジェンダー研究一般、フェミニズム、セクシュアリティ、クィアスタディーズ、労働、暴力、売買春、生殖医療、男女共同参画、など |
| 〔理論経済学関連〕 |
| ミクロ経済学、マクロ経済学、ゲーム理論、行動経済学、実験経済学、経済理論、進化経済学、経済制度、経済体制、など |
| 〔経済学説および経済思想関連〕 |
| 経済学説、経済思想、社会思想、経済哲学、など |
| 〔経済統計関連〕 |
| 統計制度、統計調査、人口統計、所得分布、資産分布、国民経済計算、計量経済学、計量ファイナンス、など |
| 〔経済政策関連〕 |
| 国際経済学、産業組織論、経済発展論、都市経済学、地域経済、環境資源経済学、日本経済論、経済政策一般、交通経済学、開発経済学、国際開発、など |
| 〔公共経済および労働経済関連〕 |
| 財政学、公共経済学、医療経済学、労働経済学、社会保障論、教育経済学、法と経済学、政治経済学、など |
| 〔金融およびファイナンス関連〕 |
| 金融論、ファイナンス、国際金融論、企業金融、金融工学、保険論、など |
| 〔経済史関連〕 |
| 経済史、経営史、産業史、など |
| 〔経営学関連〕 |
| 企業論、経営組織論、経営戦略論、経営管理論、人的資源管理論、技術経営論、国際経営論、経営情報論、経営工学、経営一般、など |
| 〔商学関連〕 |
| マーケティング論、消費者行動論、流通論、商学一般、ロジスティクス、など |
| 〔会計学関連〕 |
| 財務会計論、管理会計論、監査論、会計一般、など |
| 〔観光学関連〕 |
| 観光研究一般、ツーリズム、観光資源、観光政策、観光産業、地域振興、旅行者、聖地巡礼、など |

1160： 社会学、心理学およびその関連分野

| |
|---|
| 内容の例 |
| 〔社会学関連〕 |
| 社会学一般、地域社会、家族、労働、福祉社会学、ジェンダー、メディア、エスニシティ、社会運動、社会調査法、医療社会学、社会人口学、など |
| 〔社会福祉学関連〕 |
| ソーシャルワーク、社会福祉政策学、社会事業史、児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、地域福祉、貧困、ボランティア、社会福祉学一般、など |
| 〔家政学および生活科学関連〕 |
| 生活文化、家庭経済、消費生活、ライフスタイル、衣文化、食文化、住文化、衣生活、食生活、住生活、生活科学一般、家政学一般、家政教育、など |
| 〔観光学関連〕 |
| 観光研究一般、ツーリズム、観光資源、観光政策、観光産業、地域振興、旅行者、聖地巡礼、など |
| 〔ジェンダー関連〕 |
| ジェンダー研究一般、フェミニズム、セクシュアリティ、クィアスタディーズ、労働、暴力、売買春、生殖医療、男女共同参画、など |
| 〔社会心理学関連〕 |
| 社会心理学一般、自己、集団、態度と行動、感情、対人関係、社会問題、文化、など |

| | |
|---------------------------------|---|
| | 〔教育心理学関連〕 教育心理学一般、発達、家庭、学校、臨床、パーソナリティ、学習、測定評価、など |
| | 〔臨床心理学関連〕 臨床心理学一般、心理的障害、アセスメント、心理学的介入、養成訓練、健康、犯罪非行、コミュニティ、など |
| | 〔実験心理学関連〕 実験心理学一般、感覚、知覚、注意、記憶、言語、情動、学習、など |
| | 〔認知科学関連〕 認知科学一般、認知モデル、感性、ヒューマンファクターズ、認知脳科学、比較認知、認知言語学、認知工学、など |
| 1170： 教育学・教育社会学関連 | |
| | 内容の例 |
| | 〔教育学関連〕 教育史、教育哲学、教育方法学、教育評価、教育指導者、学校教育、社会教育、職業教育訓練、生涯学習、教育制度、など |
| | 〔教育社会学関連〕 教育社会学、社会化、教育組織、進路キャリア形成、階層格差、ジェンダー、教育政策、比較教育、国際開発、など |
| | 〔子ども学および保育学関連〕 子ども学、保育学、子どもの権利、発達、保育の内容方法、子育て施設、保育者、保育子育て支援制度、こども文化、歴史と思想、など |
| | 〔高等教育学関連〕 政策、入学者選抜、カリキュラム、学習進路支援、教職員、学術研究、地域連携貢献、国際化、大学経営、非大学型高等教育、など |
| 1180： 教科教育学および初等中等教育学関連 | |
| | 内容の例 |
| | 各教科の教育、教科外教育、生徒指導、キャリア教育、学校経営、教師教育、ESD、環境教育、リテラシー、など |
| 1190： 特別支援教育関連 | |
| | 内容の例 |
| | 理念と歴史、インクルージョンと共生社会、指導と支援、発達障害、情緒障害、知的障害、言語障害、身体障害、キャリア教育、など |
| 1200： 教育工学関連 | |
| | 内容の例 |
| | カリキュラム開発、教授学習支援システム、メディアの活用、ICTの活用、教師教育、情報リテラシー、など |
| 1210： 科学教育関連 | |
| | 内容の例 |
| | 科学教育、科学コミュニケーション、科学リテラシー、科学と社会、など |
| 2110： 代数学、幾何学、解析学、応用数学およびその関連分野 | |
| | 内容の例 |
| | 〔代数学関連〕 群論、環論、表現論、代数的組み合わせ論、数論、数論幾何学、代数幾何、代数解析、代数学一般、など |

| |
|--|
| 〔幾何学関連〕 |
| 微分幾何学、リーマン幾何学、シンプレクティック幾何学、複素幾何学、位相幾何学、微分位相幾何学、低次元トポロジー、幾何学一般、など |
| 〔基礎解析学関連〕 |
| 函数解析学、複素解析、確率論、調和解析、作用素論、スペクトル解析、作用素環論、代数解析、表現論、基礎解析学一般、など |
| 〔数理解析学関連〕 |
| 函数方程式論、実解析、力学系、変分法、非線形解析、応用解析一般、など |
| 〔数学基礎関連〕 |
| 数学基礎論、情報理論、離散数学、計算機数学、数学基礎一般、など |
| 〔応用数学および統計数学関連〕 |
| 数値解析、数理モデル、最適制御、ゲーム理論、統計数学、応用数学一般、など |

2120： 物性物理学、プラズマ学、素粒子、原子核、宇宙物理学およびその関連分野

| |
|--|
| 内容の例 |
| 〔数理物理および物性基礎関連〕 |
| 統計物理、物性基礎論、数理物理、非平衡非線形物理、流体物理、計算物理、量子情報理論、など |
| 〔半導体、光物性および原子物理関連〕 |
| 半導体、誘電体、原子分子、メゾスコピック系、結晶、表面界面、光物性、量子エレクトロニクス、量子情報、など |
| 〔磁性、超伝導および強相関係関連〕 |
| 磁性、強相関電子系、超伝導、量子流体固体、分子性固体、など |
| 〔生物物理、化学物理およびソフトマターの物理関連〕 |
| 生命現象の物理、生体物質の物理、液体とガラス、ソフトマター、レオロジー、など |
| 〔プラズマ科学関連〕 |
| 基礎プラズマ、磁化プラズマ、レーザープラズマ、強結合プラズマ、プラズマ診断、宇宙天体プラズマ、など |
| 〔核融合学関連〕 |
| プラズマ閉じ込め、プラズマ制御、プラズマ加熱、プラズマ計測、周辺プラズマ、プラズマ壁相互作用、慣性核融合、核融合材料、核融合システム学、など |
| 〔プラズマ応用科学関連〕 |
| プラズマプロセス、プラズマフォトンクス、プラズマ材料科学、プラズマ応用一般、など |
| 〔量子ビーム科学関連〕 |
| 加速器、ビーム物理、放射線検出器、計測制御、量子ビーム応用、など |
| 〔素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論〕 |
| 素粒子、原子核、宇宙線、宇宙物理、相対論、重力、など |
| 〔素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する実験〕 |
| 素粒子、原子核、宇宙線、宇宙物理、相対論、重力、など |

2130： 天文学、地球惑星科学およびその関連分野

| |
|---|
| 内容の例 |
| 〔天文学関連〕 |
| 光学赤外線天文学、電波天文学、太陽物理学、位置天文学、理論天文学、X線γ線天文学、など |
| 〔宇宙惑星科学関連〕 |
| 太陽地球系科学、超高層物理学、惑星科学、系外惑星科学、地球外物質科学、など |

| |
|--|
| 〔大気水圏科学関連〕 |
| 気候システム学、大気科学、海洋科学、陸水学、雪氷学、古気候学、など |
| 〔地球人間圏科学関連〕 |
| 自然環境科学、自然災害科学、地理空間情報学、第四紀学、資源および鉱床学、など |
| 〔固体地球科学関連〕 |
| 固体地球物理学、地質学、地球内部物質科学、固体地球化学、など |
| 〔地球生命科学関連〕 |
| 生命の起源および進化学、極限生物学、生物地球化学、古環境学、古生物学、など |

2140： 材料力学、生産工学、設計工学、流体工学、熱工学、機械力学、ロボティクスおよびその関連分野

| |
|--|
| 内容の例 |
| 〔材料力学および機械材料関連〕 |
| 構造力学、疲労、破壊、生体力学、材料設計、材料物性、材料評価、など |
| 〔加工学および生産工学関連〕 |
| 工作機械、機械加工、特殊加工、超精密加工、アディティブマニュファクチャリング、精密計測、生産システム、コンピュータ援用技術、工程設計、など |
| 〔設計工学関連〕 |
| 製品設計、サービス設計、信頼性設計、保全性設計、ライフサイクルエンジニアリング、リバースエンジニアリング、安全設計、設計学、など |
| 〔機械要素およびトライボロジー関連〕 |
| 機械要素、機構学、トライボロジー、アクチュエータ、マイクロマシン、など |
| 〔流体工学関連〕 |
| 流体機械、流体計測、数値流体力学、乱流、混相流、圧縮性流体、非圧縮性流体、など |
| 〔熱工学関連〕 |
| 伝熱、対流、燃焼、熱物性、冷凍空調、熱機関、エネルギー変換、など |
| 〔機械力学およびメカトロニクス関連〕 |
| 運動学、動力学、振動学、音響学、自動制御、学習制御、メカトロニクス、マイクロナノメカトロニクス、バイオメカニクス、など |
| 〔ロボティクスおよび知能機械システム関連〕 |
| ロボティクス、知能機械システム、人間機械システム、ヒューマンインタフェース、プログラミング、空間知能化システム、仮想現実感、拡張現実感、など |

2150： 電気電子工学およびその関連分野

| |
|---|
| 内容の例 |
| 〔電力工学関連〕 |
| 電気エネルギー関連、省エネルギー、電力系統工学、電気機器、パワーエレクトロニクス、電気有効利用、電磁環境、など |
| 〔通信工学関連〕 |
| 情報理論、非線形理論、信号処理、有線通信方式、無線通信方式、変復調、アンテナ、ネットワーク、マルチメディア通信、暗号、など |
| 〔計測工学関連〕 |
| 計測理論、計測機器、波動応用計測、システム化技術、信号情報処理、センシングデバイス、など |
| 〔制御およびシステム工学関連〕 |
| 制御理論、システム理論、制御システム、知能システム、システム情報処理、システム制御応用、バイオシステム工学、など |
| 〔電気電子材料工学関連〕 |
| 半導体、誘電体、磁性体、有機物、超伝導体、複合材料、薄膜、量子構造、厚膜、作製評価技術、など |

| |
|---|
| 〔電子デバイスおよび電子機器関連〕 |
| 電子デバイス、回路設計、光デバイス、スピンドデバイス、ミリ波テラヘルツ波、波動応用デバイス、ストレージ、ディスプレイ、微細プロセス技術、実装技術、など |
| 2160： 土木工学、建築学、航空宇宙工学、船舶海洋工学、社会システム工学、安全工学、防災工学およびその関連分野 |
| 内容の例 |
| 〔土木材料、施工および建設マネジメント関連〕 |
| コンクリート、鋼材、複合材料、木材、舗装材料、補修補強材料、施工、維持管理、建設マネジメント、地下空間、など |
| 〔構造工学および地震工学関連〕 |
| 応用力学、構造工学、鋼構造、コンクリート構造、複合構造、風工学、地震工学、耐震構造、地震防災、など |
| 〔地盤工学関連〕 |
| 土質力学、基礎工学、岩盤工学、土木地質、地盤の挙動、土構造物、地盤防災、地盤環境工学、トンネル工学、土壌環境、など |
| 〔水工学関連〕 |
| 水理学、環境水理学、水文学、河川工学、水資源工学、海岸工学、港湾工学、海洋工学、など |
| 〔土木計画学および交通工学関連〕 |
| 土木計画、地域都市計画、国土計画、防災計画、交通計画、交通工学、鉄道工学、測量・リモートセンシング、景観デザイン、土木史、など |
| 〔土木環境システム関連〕 |
| 環境計画、環境システム、環境保全、用排水システム、廃棄物、水環境、大気循環、騒音振動、環境生態、環境モニタリング、など |
| 〔建築構造および材料関連〕 |
| 荷重論、構造解析、構造設計、各種構造、耐震設計、基礎構造、地盤、構造材料、維持管理、建築工法、など |
| 〔建築環境および建築設備関連〕 |
| 音環境、振動環境、光環境、熱環境、空気環境、環境心理生理、建築設備、火災工学、都市環境、環境設計、など |
| 〔建築計画および都市計画関連〕 |
| 計画論、設計論、住宅論、各種建物、都市計画、行政、建築経済、生産管理、防災計画、景観、など |
| 〔建築史および意匠関連〕 |
| 建築史、都市史、建築論、意匠、景観、保存、再生、など |
| 〔デザイン学関連〕 |
| 情報デザイン、環境デザイン、工業デザイン、空間デザイン、デザイン史、デザイン論、デザイン規格、デザイン支援、デザイン評価、デザイン教育、など |
| 〔航空宇宙工学関連〕 |
| 熱流体力学、構造強度、推進、航空宇宙機設計、生産技術、航空機システム、特殊航空機、航行ダイナミクス、宇宙機システム、宇宙利用、など |
| 〔船舶海洋工学関連〕 |
| 航行性能、構造体力学、設計、生産技術、船用機関、海上輸送、海洋開発工学、海中工学、極地工学、海洋環境技術、など |
| 〔社会システム工学関連〕 |
| 社会システム、経営工学、オペレーションズリサーチ、インダストリアルマネジメント、信頼性工学、政策科学、規制科学、品質管理、など |
| 〔安全工学関連〕 |
| 安全工学、安全システム、リスク工学、リスクマネジメント、労働安全、製品安全、安全情報、人間工学、信頼性工学、など |
| 〔防災工学関連〕 |
| 災害予測、ハザードマップ、建造物防災、ライフライン防災、地域防災計画、災害リスク評価、防災政策、災害レジリエンス、など |

2170： 材料工学、化学工学およびその関連分野

| 内容の例 |
|--|
| 〔金属材料物性関連〕 |
| 電気磁気物性、電子情報物性、準安定状態、拡散、相変態、状態図、結晶格子欠陥、力学物性、熱光物性、材料計算科学、など |
| 〔無機材料および物性関連〕 |
| 機能性セラミックス、機能性ガラス、構造用セラミックス、カーボン系材料、結晶構造解析、組織制御、電気物性、力学物性、物理的・化学的性質、粒界物性、など |
| 〔複合材料および界面関連〕 |
| 機能性複合材料、構造用複合材料、生体用複合材料、複合高分子、表面処理、分散制御、接合、接着、界面物性、傾斜機能、など |
| 〔構造材料および機能材料関連〕 |
| 社会基盤構造材料、靱性、医療福祉材料、機能性高分子材料、信頼性、光機能材料、センサー材料、エネルギー材料、電池機能材料、環境機能材料、など |
| 〔材料加工および組織制御関連〕 |
| 加工成形、加工熱処理、結晶組織制御、レーザー加工、精密加工、研磨、粉末冶金、コーティング、めっき、腐食防食、など |
| 〔金属生産および資源生産関連〕 |
| 分離精製、融解凝固、結晶成長、鋳造、資源保障確保、希少資源代替、低環境負荷、リサイクル、エコマテリアル、省エネルギー、など |
| 〔移動現象および単位操作関連〕 |
| 相平衡、輸送物性、移動速度論、流体系単位操作、吸着、膜分離、攪拌混合操作、粉粒体操作、晶析操作、製膜成形、など |
| 〔反応工学およびプロセスシステム工学関連〕 |
| 反応操作論、新規反応場、反応機構、反応装置設計、材料合成プロセス、マイクロプロセス、プロセス制御、プロセスシステム設計、プロセス情報処理、など |
| 〔触媒プロセスおよび資源化学プロセス関連〕 |
| 触媒反応論、触媒調製化学、触媒機能、エネルギー変換プロセス、エネルギー開発、省エネルギー技術、資源有効利用技術、など |
| 〔バイオ機能応用およびバイオプロセス工学関連〕 |
| 生体触媒工学、生物機能応用工学、食品工学、医用化学工学、バイオ生産プロセス、ナノバイオプロセス、バイオリアクター、バイオセパレーション、バイオセンサー、バイオリファイナー、など |

2180： ナノマイクロ科学、応用物理物性、応用物理工学、原子力工学、地球資源工学、エネルギー学、人間医工学およびその関連分野

| 内容の例 |
|--|
| 〔ナノ構造化学関連〕 |
| ナノ構造作製、クラスター、ナノ粒子、メゾスコピック化学、超構造、ナノ表面、ナノ界面、自己組織化、ナノカーボン化学、分子デバイス、ナノ光デバイス、など |
| 〔ナノ構造物理関連〕 |
| ナノ物性、ナノプローブ、量子効果、量子ドット、量子デバイス、電子デバイス、スピンドバイス、ナノトライポロジー、ナノカーボン物理、など |
| 〔ナノ材料科学関連〕 |
| ナノ材料創製、ナノ材料解析、ナノ表面、ナノ界面、ナノ機能材料、ナノ構造、ナノ粒子、ナノカーボン材料、ナノ結晶材料、ナノコンポジット、ナノ欠陥、ナノ加工プロセス、など |
| 〔ナノバイオサイエンス関連〕 |
| バイオ分子デバイス、分子マニピュレーション、分子イメージング、ナノ計測、ナノ合成、1分子科学、ナノバイオインターフェース、バイオ分子アレイ、ゲノム工学、など |
| 〔ナノマイクロシステム関連〕 |
| MEMS、NEMS、BioMEMS、ナノマイクロ加工、ナノマイクロ光デバイス、ナノマイクロ化学システム、ナノマイクロバイオシステム、ナノマイクロ生体システム、ナノマイクロメカニクス、ナノマイクロセンサー、など |
| 〔応用物性関連〕 |
| 磁性体、超伝導体、誘電体、微粒子、有機分子、液晶、新機能材料、有機分子バイオエレクトロニクス、スピントロニクス、など |

| |
|--|
| 〔薄膜および表面界面物性関連〕 |
| 薄膜工学、薄膜エレクトロニクス、酸化エレクトロニクス、真空、表面科学、分析、計測、ナノ顕微技術、表面界面制御、先端機器、など |
| 〔応用物理一般関連〕 |
| 基本物理量、標準、単位、物理量計測、物理量検出、エネルギー変換、など |
| 〔結晶工学関連〕 |
| 金属材料、半導体材料、セラミックス材料、非晶質材料、結晶成長プロセス、人工構造、結晶評価、プラズマ材料工学、プラズマプロセス応用、プラズマ工学、など |
| 〔光工学および光量子科学関連〕 |
| 光材料、光学素子、光物性、光情報処理、レーザー、光計測、光記録、光エレクトロニクス、非線形光学、視覚光学、など |
| 〔原子力工学関連〕 |
| 炉物理安全設計、熱流動構造、燃料材料、原子力化学、原子力ライフサイクル、放射線安全、放射線ビーム工学、核融合炉プラズマ工学、核融合炉機器材料工学、原子力社会環境、など |
| 〔地球資源工学およびエネルギー学関連〕 |
| 地球資源論、資源探査、資源開発、資源循環、資源経済、エネルギーシステム、環境負荷評価、再生可能エネルギー、資源エネルギー技術政策、など |
| 〔生体医工学関連〕 |
| 医用画像、生体モデリング、生体シミュレーション、生体計測、人工臓器学、再生医工学、生体物性、生体制御、バイオメカニクス、ナノバイオシステム、など |
| 〔生体材料学関連〕 |
| 生体機能材料、細胞組織工学材料、生体適合材料、ナノバイオ材料、再生医工学材料、薬物送達システム、刺激応答材料、遺伝子工学材料、など |
| 〔医用システム関連〕 |
| 医用超音波システム、画像診断システム、検査診断システム、低侵襲治療システム、遠隔診断治療システム、臓器保存システム、医療情報システム、コンピュータ外科学、医用ロボット、など |
| 〔医療技術評価学関連〕 |
| レギュラトリーサイエンス、安全性評価、臨床研究、医療技術倫理、医療機器、など |
| 〔医療福祉工学関連〕 |
| 健康福祉工学、生活支援技術、介護支援技術、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、福祉介護用ロボット、生体機能代行、福祉用具、看護理工学、など |

2190： 物理化学、機能物性化学、有機化学、無機・錯体化学、分析化学、高分子、有機材料、無機材料化学、エネルギー関連化学、生体分子化学およびその関連分野

| 内容の例 |
|--|
| 〔基礎物理化学関連〕 |
| 理論化学、分子分光学、構造化学、電子状態動力学、化学反応ダイナミクス、表面・界面、クラスターとナノ物質、生体関連物理化学、液体構造ダイナミクス、固体物性、分子物性、など |
| 〔機能物性化学関連〕 |
| 光物性、スピン、デバイスと分子素子、超分子、液晶、結晶、表面・界面、微粒子、コロイド、電気化学、電子物性、など |
| 〔構造有機化学および物理有機化学関連〕 |
| 有機結晶、分子認識、超分子、有機機能物質、拡張π電子系化合物、複素環化学、有機元素化学、有機反応機構、有機光学、理論有機化学、など |
| 〔有機合成化学関連〕 |
| 選択的合成、不斉合成、有機金属錯体、触媒設計、有機分子触媒、生体触媒、環境調和型合成、天然物合成、プロセス化学、有機電気化学、など |
| 〔無機・錯体化学関連〕 |
| 金属錯体化学、有機金属化学、無機固体化学、生物無機化学、溶液化学、クラスター、超分子、配位高分子、典型元素、機能物性、など |
| 〔分析化学関連〕 |
| スペクトル分析、先端計測、表面・界面分析、分離分析、分析試薬、放射化学、電気化学分析、バイオ分析、新分析法、など |
| 〔グリーンサステイナブルケミストリーおよび環境化学関連〕 |
| グリーンプロセス、グリーン触媒、リサイクル、環境計測、環境調和型物質、環境負荷低減、環境修復、省資源、地球化学、環境放射能、など |

| |
|--|
| 〔高分子化学関連〕 |
| 高分子合成、高分子反応、精密重合、機能性高分子、自己組織化高分子、キラル高分子、生体関連高分子、高分子物性、高分子構造、高分子薄膜・表面、など |
| 〔高分子材料関連〕 |
| 高分子材料物性、高分子材料合成、高分子機能材料、高分子液晶材料、繊維材料、ゴム材料、ゲル、生体関連高分子材料、高分子複合材料、高分子加工、など |
| 〔有機機能材料関連〕 |
| 有機半導体材料、液晶、光学材料、デバイス関連材料、導電機能材料、ハイブリッド材料、分子機能材料、有機複合材料、エネルギー変換材料、など |
| 〔無機物質および無機材料化学関連〕 |
| 結晶、アモルファス、セラミックス、半導体、無機デバイス関連材料、低次元化合物関連化学、多孔体関連化学、ナノ粒子関連化学、多元系化合物、ハイブリッド材料、など |
| 〔エネルギー関連化学〕 |
| エネルギー資源、エネルギー変換材料、エネルギーキャリア関連、光エネルギー利用、物質分離、物質変換と触媒、電池と電気化学材料、省エネルギー材料、再生可能エネルギー、未利用エネルギー、など |
| 〔生体関連化学〕 |
| 生物有機化学、生物無機化学、生体反応化学、生体機能化学、生体機能材料、バイオテクノロジー、など |
| 〔生物分子化学関連〕 |
| 天然物化学、生物活性分子、活性発現の分子機構、生体機能分子、コンビナトリアル化学、メタボローム解析、など |
| 〔ケミカルバイオロジー関連〕 |
| 生体内機能発現、生体内化学反応、創薬科学、化合物ライブラリー、構造活性相関、化学プローブ、分子計測、分子イメージング、プロテオミクス、など |

3110： 農芸化学、生産環境農学、森林園科学、水圏応用科学、社会経済農学、農業工学、獣医学、畜産学およびその関連分野

| |
|---|
| 内容の例 |
| 〔植物栄養学および土壌学関連〕 |
| 植物代謝生理、植物の栄養元素、土壌分類、土壌物理化学、土壌生物、など |
| 〔応用微生物学関連〕 |
| 微生物遺伝育種、微生物機能、微生物代謝生理、微生物利用、微生物制御、微生物生態、物質生産、など |
| 〔応用生物化学関連〕 |
| 細胞生化学、応用生化学、構造生物学、活性制御、代謝生理、細胞機能、分子機能、物質生産、など |
| 〔生物有機化学関連〕 |
| 生物活性物質、シグナル伝達調節物質、天然物化学、天然物合成、構造活性相関、有機合成化学、ケミカルバイオロジー、など |
| 〔食品科学関連〕 |
| 食品機能、食品化学、栄養化学、食品分析、食品工学、食品衛生、機能性食品、栄養疫学、臨床栄養、など |
| 〔応用分子細胞生物学関連〕 |
| 分子細胞生物学、細胞生物工学、機能分子工学、発現制御、細胞分子間相互作用、細胞機能、物質生産、など |
| 〔遺伝育種科学関連〕 |
| 遺伝資源、育種理論、ゲノム育種、新規形質創生、品質成分、ストレス耐性、収量性、生殖増殖、生長生理、発生、など |
| 〔作物生産科学関連〕 |
| 土地利用型作物、作物収量、作物品質、作物形態、生育予測、作物生理、耕地管理、低コスト栽培技術、環境保全型農業、耕地生態系、など |
| 〔園芸科学関連〕 |
| 成長開花結実制御、種苗生産、作型、栽培技術、施設園芸、環境制御、品種開発、品質、ポストハーベスト、社会園芸、など |
| 〔植物保護科学関連〕 |
| 植物病理学、植物医科学、農業害虫、天敵、雑草、農薬、総合的有害生物管理、など |

| |
|--|
| 〔昆虫科学関連〕 |
| 蚕糸昆虫利用学、昆虫遺伝、昆虫病理、昆虫生理生化学、昆虫生態、化学生態学、系統分類、寄生・共生、社会性昆虫、衛生昆虫、など |
| 〔生物資源保全学関連〕 |
| 保全生物、生物多様性保全、系統生物保全、遺伝子資源保全、生態系保全、在来種保全、微生物保全、など |
| 〔ランドスケープ科学関連〕 |
| 造園、緑地計画、景観計画、文化的景観、自然環境保全、ランドスケープエコロジー、公園緑地管理、公園、環境緑化、参加型まちづくり、など |
| 〔森林科学関連〕 |
| 森林生態、森林生物多様性、森林遺伝育種、造林、森林保護、森林環境、山地保全、森林計画、森林政策、など |
| 〔木質科学関連〕 |
| 組織構造、材質、リグノセルロース、微量成分、菌類、木材加工、バイオマスリファイナリー、木質材料、木造建築、林産教育、など |
| 〔水圏生産科学関連〕 |
| 水圏環境、漁業、水産資源管理、水圏生物、水圏生態系、水産増殖、水産工学、水産政策、水産経営経済、水産教育、など |
| 〔水圏生命科学関連〕 |
| 水生生物栄養、水生生物病理、水生生物繁殖育種、水生生物生理、水生生物利用、水生生物化学、水生生物工学、水産食品科学、など |
| 〔食料農業経済関連〕 |
| 食料消費経済、農業生産経済、農林水産政策、フードシステム、食料マーケティング、国際農業開発、農畜産物貿易、農村資源環境、など |
| 〔農業社会構造関連〕 |
| 農業経営組織、農業経営管理、農業構造、農業市場、農業史、農村社会、農村生活、協同組合、など |
| 〔地域環境工学および農村計画学関連〕 |
| 灌漑排水、農地整備、農村計画、地域環境、資源エネルギー循環、地域防災、農業用施設のストックマネジメント、水理水文、土壌物理、材料施工、など |
| 〔農業環境工学および農業情報工学関連〕 |
| 生物生産施設、農業機械システム、生産環境調節、農業気象環境、農業情報システム、施設園芸、植物工場、農産物貯蔵流通加工、非破壊生体計測、遠隔計測情報処理、など |
| 〔環境農学関連〕 |
| バイオマス、環境利用改善、生物多様性、環境分析、生態系サービス、資源循環システム、低炭素社会、ライフサイクルアセスメント、環境調和型農業、流域管理、など |
| 〔動物生産科学関連〕 |
| 遺伝育種、繁殖、栄養飼養、形態生理、畜産物利用、環境管理、行動、アニマルセラピー、草地、放牧、など |
| 〔獣医学関連〕 |
| 基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学、臨床獣医学、動物看護、動物福祉、野生動物、など |
| 〔動物生命科学関連〕 |
| 恒常性、細胞機能、生体防御、総合遺伝、発生分化、生命工学、など |
| 〔実験動物学関連〕 |
| 遺伝子工学、発生工学、疾患モデル、施設整備、実験動物福祉、実験動物関連技術、バイオリソース、など |

3120： 分子レベルから細胞レベルの生物学、細胞レベルから個体レベルの生物学、個体レベルから集団レベルの生物学と人類学、神経科学およびその関連分野

| |
|--|
| 内容の例 |
| 〔分子生物学関連〕 |
| 染色体機能、クロマチン、エピジェネティクス、遺伝情報の維持、遺伝情報の継承、遺伝情報の再編、遺伝情報の発現、タンパク質の機能調節、分子遺伝、など |
| 〔構造生物化学関連〕 |
| タンパク質、核酸、脂質、糖、生体膜、分子認識、変性、立体構造解析、立体構造予測、分子動力学、など |

| |
|---|
| 〔機能生物化学関連〕 |
| 酵素、糖鎖、生体エネルギー変換、生体微量元素、生理活性物質、細胞情報伝達、膜輸送、タンパク質分解、分子認識、など |
| 〔生物物理学関連〕 |
| 構造生物学、生体分子の物性、生体膜、光生物、分子モーター、生体計測、パイオイメージング、システム生物学、合成生物学、理論生物学、など |
| 〔ゲノム生物学関連〕 |
| ゲノム構造、ゲノム機能、ゲノム多様性、ゲノム分子進化、ゲノム修復維持、トランスオミックス、エピゲノム、遺伝子資源、ゲノム動態、など |
| 〔システムゲノム科学関連〕 |
| ネットワーク解析、合成生物学、バイオデータベース、バイオインフォマティクス、ゲノム解析技術、ゲノム生物学、など |
| 〔細胞生物学関連〕 |
| 細胞骨格、タンパク質分解、オルガネラの動態、核の構造機能、細胞外マトリックス、シグナル伝達、細胞周期、細胞運動、細胞間相互作用、細胞遺伝、など |
| 〔発生生物学関連〕 |
| 細胞分化、幹細胞、再生、胚葉形成、形態形成、器官形成、受精、生殖細胞、遺伝子発現調節、発生遺伝、進化発生、など |
| 〔植物分子および生理科学関連〕 |
| 光合成、成長生理、植物発生、オルガネラ、細胞壁、環境応答、植物微生物相互作用、代謝、植物分子機能、など |
| 〔形態および構造関連〕 |
| 動物形態、微生物形態、分子形態、微細構造、組織構築、形態形成、比較内分泌、顕微鏡技術、イメージング、など |
| 〔動物生理化学、生理学および行動学関連〕 |
| 代謝生理、神経生理、神経行動、行動生理、動物生理化学、時間生物学、比較生理学、など |
| 〔遺伝学関連〕 |
| 遺伝機構、分子遺伝、細胞遺伝、集団遺伝、進化遺伝、発生遺伝、行動遺伝、遺伝的多様性、など |
| 〔進化生物学関連〕 |
| 進化全般、分子進化、表現型進化、発生進化、生態進化、行動進化、実験進化、進化理論、共生進化、系統進化、種分化、など |
| 〔多様性生物学および分類学関連〕 |
| 分類形質、分類群、分類体系、多様性全般、系統、進化、自然史、種分化、など |
| 〔生態学および環境学関連〕 |
| 化学生態、分子生態、生理生態、進化生態、行動生態、個体群生態、群集生態、生態系、保全生態、自然環境、など |
| 〔自然人類学関連〕 |
| 分子と遺伝、形態全般、骨考古全般、行動認知、生態、霊長類、進化、個体発生、変異、など |
| 〔応用人類学関連〕 |
| 生理人類学、人間工学、法医学人類学、医療人類学、生理的多型性、環境適応能全般、生体機能全般、生体計測全般、など |
| 〔神経科学一般関連〕 |
| 神経化学、神経細胞、グリア細胞、ゲノム、エピジェネティクス、神経生物、情報処理、シナプス、神経発生、など |
| 〔神経形態学関連〕 |
| 形態形成、脳構造、回路構造、神経病理、など |
| 〔神経機能学関連〕 |
| 神経生理、神経薬理、情報伝達、情報処理、行動、システム生理、脳循環、自律神経、など |

| | |
|---------------------------------------|--|
| 3130 : 薬系化学および創薬科学関連 | <p style="text-align: center;">内容の例</p> <p>無機化学、有機化学、医薬品化学、医薬分子設計、医薬品探索、生体関連物質、ケミカルバイオロジー、など</p> |
| 3140 : 薬系分析および物理化学関連 | <p style="text-align: center;">内容の例</p> <p>環境分析、生体分析、物理化学、生物物理、構造解析、放射化学、イメージング、製剤設計、計算科学、情報科学、など</p> |
| 3150 : 薬系衛生および生物化学関連 | <p style="text-align: center;">内容の例</p> <p>環境衛生、健康栄養、疾病予防、毒性学、薬物代謝、生体防御、分子生物学、細胞生物学、生化学、など</p> |
| 3160 : 薬理学関連 | <p style="text-align: center;">内容の例</p> <p>薬理学、ゲノム薬理学、応用薬理学、シグナル伝達、薬物相互作用、薬物応答、薬物治療、安全性学、など</p> |
| 3170 : 環境および天然医薬資源学関連 | <p style="text-align: center;">内容の例</p> <p>環境資源学、天然物化学、天然活性物質、薬用資源、薬用食品、微生物薬品学、など</p> |
| 3180 : 医療薬学関連 | <p style="text-align: center;">内容の例</p> <p>薬物動態学、医療情報学、社会薬学、医療薬学、医療薬剤学、レギュラトリーサイエンス、薬剤師教育、など</p> |
| 3190 : 生体の構造と機能、病理病態学、感染・免疫学およびその関連分野 | <p style="text-align: center;">内容の例</p> <p>〔解剖学関連〕 解剖学、組織学、発生学、など</p> <p>〔生理学関連〕 一般生理学、病態生理学、比較生理学、環境生理学、など</p> <p>〔薬理学関連〕 ゲノム薬理、分子細胞薬理、病態薬理、行動薬理、創薬薬理学、臨床薬理、など</p> <p>〔医化学関連〕 生体機能分子医化学、ゲノム医科学、人類遺伝学、疾患モデル、など</p> <p>〔病態医化学関連〕 分子病態、代謝異常、分子診断、など</p> <p>〔人体病理学関連〕 分子病理、細胞組織病理、診断病理、など</p> |

| |
|--------------------------------------|
| 〔実験病理学関連〕 |
| 疾患モデル、病態制御、組織再生、など |
| 〔寄生虫学関連〕 |
| 寄生虫、媒介生物、寄生虫病原性、寄生虫疫学、寄生虫感染制御、など |
| 〔細菌学関連〕 |
| 細菌、真菌、薬剤耐性、細菌病原性、細菌疫学、細菌感染制御、など |
| 〔ウイルス学関連〕 |
| ウイルス、プリオン、ウイルス病原性、ウイルス疫学、ウイルス感染制御、など |
| 〔免疫学関連〕 |
| 免疫システム、免疫応答、炎症、免疫疾患、免疫制御、など |

3200：腫瘍学、ブレインサイエンスおよびその関連分野

| |
|---|
| 内容の例 |
| 〔腫瘍生物学関連〕 |
| がん遺伝子、腫瘍形成、浸潤、転移、がん微小環境、がんシグナル伝達、がん細胞の特性、など |
| 〔腫瘍診断および治療学関連〕 |
| ゲノム解析、診断マーカー、分子イメージング、化学療法、核酸治療、遺伝子治療、免疫療法、標的治療、物理療法、放射線療法、など |
| 〔基盤脳科学関連〕 |
| ブレインマシンインターフェイス、モデル動物、計算論、デコーディング、操作技術、脳画像、計測科学、など |
| 〔認知脳科学関連〕 |
| 社会行動、コミュニケーション、情動、意志決定、意識、学習、ニューロエコノミクス、神経心理、など |
| 〔病態神経科学関連〕 |
| 臨床神経科学、疼痛学、感覚異常、運動異常、神経疾患、神経再生、神経免疫、細胞変性、病態モデル、など |

3210：内科学一般、器官システム内科学、生体情報内科学およびその関連分野

| |
|---|
| 内容の例 |
| 〔内科学一般関連〕 |
| 臨床検査医学、総合診療、老年医学、心療内科、東洋医学、緩和医療、など |
| 〔神経内科学関連〕 |
| 神経内科学、神経機能画像学、など |
| 〔精神神経科学関連〕 |
| 臨床精神医学、基礎精神医学、司法精神医学、など |
| 〔放射線科学関連〕 |
| 画像診断学、放射線治療学、放射線基礎医学、放射線技術学、など |
| 〔胎児医学および小児成育学関連〕 |
| 胎児医学、新生児医学、小児科学、など |
| 〔消化器内科学関連〕 |
| 上部消化管、下部消化管、肝臓、胆道、膵臓、など |
| 〔循環器内科学関連〕 |
| 虚血性心疾患、心臓弁膜症、不整脈、心筋症、心不全、末梢動脈疾患、動脈硬化、高血圧、など |

| |
|--|
| 〔呼吸器内科学関連〕 |
| 呼吸器内科学、喘息、びまん性肺疾患、COPD、肺がん、肺高血圧、など |
| 〔腎臓内科学関連〕 |
| 急性腎障害、慢性腎臓病、糖尿病性腎症、高血圧、水電解質代謝、人工透析、など |
| 〔皮膚科学関連〕 |
| 皮膚科学、皮膚免疫疾患、皮膚感染、皮膚腫瘍、など |
| 〔血液および腫瘍内科学関連〕 |
| 血液腫瘍学、血液免疫学、貧血、血栓止血、化学療法、など |
| 〔膠原病およびアレルギー内科学関連〕 |
| 膠原病学、アレルギー学、臨床免疫学、炎症学、など |
| 〔感染症内科学関連〕 |
| 感染症診断学、感染症治療学、生体防御学、国際感染症学、など |
| 〔代謝および内分泌学関連〕 |
| エネルギー代謝、糖代謝、脂質代謝、プリン代謝、骨代謝、電解質代謝、内分泌学、神経内分泌学、生殖内分泌学、など |

3220： 恒常性維持器官の外科学、生体機能および感覚に関する外科学およびその関連分野

| 内容の例 |
|--|
| 〔外科学一般および小児外科学関連〕 |
| 外科総論、乳腺外科、内分泌外科、小児外科、移植、人工臓器、再生、手術支援、など |
| 〔消化器外科学関連〕 |
| 上部消化管外科、下部消化管外科、肝臓外科、胆道外科、膵臓外科、など |
| 〔心臓血管外科学関連〕 |
| 冠動脈外科、弁膜疾患外科、心筋疾患外科、大血管外科、脈管外科、先天性心疾患、など |
| 〔呼吸器外科学関連〕 |
| 肺外科、縦隔外科、胸壁外科、気道外科、など |
| 〔麻酔科学関連〕 |
| 麻酔、周術期管理、疼痛管理、蘇生、緩和医療、など |
| 〔救急医学関連〕 |
| 集中治療、救急救命、外傷外科、災害医学、災害医療、など |
| 〔脳神経外科学関連〕 |
| 脳神経外科学、脊髄脊椎疾患学、など |
| 〔整形外科学関連〕 |
| 整形外科学、リハビリテーション学、スポーツ医学、など |
| 〔泌尿器科学関連〕 |
| 泌尿器科学、男性生殖学、など |
| 〔産婦人科学関連〕 |
| 周産期学、生殖内分泌学、婦人科腫瘍学、女性ヘルスケア学、など |
| 〔耳鼻咽喉科学関連〕 |
| 耳鼻咽喉科学、頭頸部外科学、など |

| |
|----------------------|
| 〔眼科学関連〕 |
| 眼科学、眼光学、など |
| 〔形成外科学関連〕 |
| 形成外科学、再建外科学、美容外科学、など |

3230： 口腔科学およびその関連分野

| |
|--|
| 内容の例 |
| 〔常態系口腔科学関連〕 |
| 口腔解剖学、口腔組織発生学、口腔生理学、口腔生化学、硬組織薬理学、など |
| 〔病態系口腔科学関連〕 |
| 口腔感染症学、口腔病理学、口腔腫瘍学、免疫炎症科学、病態検査学、など |
| 〔保存治療系歯学関連〕 |
| 保存修復学、歯内治療学、歯周病学、など |
| 〔口腔再生医学および歯科医用工学関連〕 |
| 口腔再生医学、生体材料、歯科材料学、顎顔面補綴学、歯科インプラント学、など |
| 〔補綴系歯学関連〕 |
| 歯科補綴学、咀嚼嚥下機能回復学、老年歯科医学、など |
| 〔外科系歯学関連〕 |
| 口腔外科学、顎顔面再建外科学、歯科麻酔学、歯科心身医学、歯科放射線学、など |
| 〔成長および発育系歯学関連〕 |
| 歯科矯正学、小児歯科学、など |
| 〔社会系歯学関連〕 |
| 口腔衛生学、予防歯科学、口腔保健学、歯科医療管理学、歯学教育学、歯科法医学、など |

3240： 社会医学、看護学およびその関連分野

| |
|--|
| 内容の例 |
| 〔医療管理学および医療系社会学関連〕 |
| 医療管理学、医療社会学、医学倫理、医療倫理、医歯薬学教育、医学史、医療経済学、臨床試験、保健医療行政、災害医学、など |
| 〔衛生学および公衆衛生学分野関連：実験系を含む〕 |
| 衛生学、公衆衛生学、疫学、国際保健、など |
| 〔衛生学および公衆衛生学分野関連：実験系を含まない〕 |
| 衛生学、公衆衛生学、疫学、国際保健、など |
| 〔法医学関連〕 |
| 法医学、法医病理、法中毒、法医遺伝、自殺、虐待、突然死、など |
| 〔基礎看護学関連〕 |
| 基礎看護学、看護教育学、看護管理学、など |
| 〔臨床看護学関連〕 |
| 重篤救急看護学、周術期看護学、慢性病看護学、がん看護学、精神看護学、緩和ケア、など |
| 〔生涯発達看護学関連〕 |
| 女性看護学、母性看護学、助産学、家族看護学、小児看護学、学校看護学、など |

| |
|-------------------------------|
| 〔高齢者看護学および地域看護学関連〕 |
| 高齢者看護学、地域看護学、公衆衛生看護学、災害看護学、など |

3250： スポーツ科学、体育、健康科学およびその関連分野

| |
|--|
| 内容の例 |
| 〔リハビリテーション科学関連〕 |
| リハビリテーション医学、リハビリテーション看護学、リハビリテーション医療、理学療法学、作業療法学、福祉工学、言語聴覚療法学、など |
| 〔スポーツ科学関連〕 |
| スポーツ生理学、スポーツ生化学、スポーツ医学、スポーツ社会学、スポーツ経営学、スポーツ心理学、スポーツ教育学、トレーニング科学、スポーツバイオメカニクス、アダプテッドスポーツ科学、ドーピング、など |
| 〔体育および身体教育学関連〕 |
| 発育発達、身体教育、学校体育、教育生理学、身体システム学、脳高次機能学、武道論、野外教育、など |
| 〔栄養学および健康科学関連〕 |
| 栄養生理学、栄養生化学、栄養教育、臨床栄養、機能性食品、生活習慣病、ヘルスプロモーション、老化、など |

4110： 情報科学、情報工学、人間情報学、応用情報学およびその関連分野

| |
|---|
| 内容の例 |
| 〔情報学基礎論関連〕 |
| 離散構造、数理論理学、計算理論、プログラム理論、計算量理論、アルゴリズム理論、情報理論、符号理論、暗号理論、学習理論、など |
| 〔数理情報学関連〕 |
| 最適化理論、数理システム理論、システム制御理論、システム分析、システム方法論、システムモデリング、システムシミュレーション、組合せ最適化、待ち行列論、数理ファイナンス、など |
| 〔統計科学関連〕 |
| 統計学、データサイエンス、モデル化、統計的推測、多変量解析、時系列解析、統計的品質管理、応用統計学、など |
| 〔計算機システム関連〕 |
| 計算機アーキテクチャ、回路とシステム、LSI設計、LSIテスト、リコンフィギャラブルシステム、ディペンダブルアーキテクチャ、低消費電力技術、ハードウェア・ソフトウェア協調設計、組込みシステム、など |
| 〔ソフトウェア関連〕 |
| プログラミング言語、プログラミング方法論、オペレーティングシステム、並列分散処理、ソフトウェア工学、仮想化技術、クラウドコンピューティング、ソフトウェアディペンダビリティ、ソフトウェアセキュリティ、など |
| 〔情報ネットワーク関連〕 |
| ネットワークアーキテクチャ、ネットワークプロトコル、インターネット、モバイルネットワーク、パーベイシブコンピューティング、センサーネットワーク、IoT、トラフィックエンジニアリング、ネットワーク管理、サービス構築基盤技術、など |
| 〔情報セキュリティ関連〕 |
| 暗号、耐タンパー技術、認証、バイオメトリクス、アクセス制御、マルウェア対策、サービス妨害攻撃対策、プライバシー保護、デジタルフォレンジクス、セキュリティ評価認証、など |
| 〔データベース関連〕 |
| データモデル、データベースシステム、マルチメディアデータベース、情報検索、コンテンツ管理、メタデータ、ビッグデータ、地理情報システム、など |
| 〔高性能計算関連〕 |
| 並列処理、分散処理、クラウドコンピューティング、数値解析、可視化、コンピュータグラフィクス、高性能計算アプリケーション、など |
| 〔計算科学関連〕 |
| 数理工学、計算力学、数値シミュレーション、マルチスケール、大規模計算、超並列計算、数値計算手法、先進アルゴリズム、など |

| |
|--|
| 〔知覚情報処理関連〕 |
| パターン認識、画像処理、コンピュータビジョン、視覚メディア処理、音メディア処理、メディア編集、メディアデータベース、センシング、センサ融合、など |
| 〔ヒューマンインタフェースおよびインタラクション関連〕 |
| ヒューマンインタフェース、マルチモーダルインタフェース、ヒューマンコンピュータインタラクション、協同作業環境、バーチャルリアリティ、拡張現実、臨場感コミュニケーション、ウェアラブル機器、ユーザビリティ、人間工学、など |
| 〔知能情報学関連〕 |
| 探索、推論、機械学習、知識獲得、知的システム、知能情報処理、自然言語処理、データマイニング、オントロジー、エージェントシステム、など |
| 〔ソフトコンピューティング関連〕 |
| ニューラルネットワーク、進化計算、ファジィ理論、カオス、複雑系、確率的情報処理、など |
| 〔知能ロボティクス関連〕 |
| 知能ロボット、行動環境認識、プランニング、感覚行動システム、自律システム、デジタルヒューマン、実世界情報処理、物理エージェント、知能化空間、など |
| 〔感性情報学関連〕 |
| 感性デザイン学、感性認知科学、感性心理学、感性ロボティクス、感性計測評価、感性インタフェース、感性生理学、感性材料科学、感性教育学、感性脳科学、など |
| 〔デザイン学関連〕 |
| 情報デザイン、環境デザイン、工業デザイン、空間デザイン、デザイン史、デザイン論、デザイン規格、デザイン支援、デザイン評価、デザイン教育、など |
| 〔認知科学関連〕 |
| 認知科学一般、認知モデル、感性、ヒューマンファクターズ、認知脳科学、比較認知、認知言語学、認知工学、など |
| 〔生命、健康および医療情報学関連〕 |
| バイオインフォマティクス、生命情報、生体情報、ニューロインフォマティクス、脳型情報処理、生命分子計算、DNAコンピュータ、医療情報、健康情報、医用画像、など |
| 〔ウェブ情報学およびサービス情報学関連〕 |
| ウェブシステム、ソーシャルウェブ、セマンティックウェブ、ウェブマイニング、社会ネットワーク分析、サービス工学、教育サービス、医療サービス、福祉サービス、社会サービス、情報文化、など |
| 〔学習支援システム関連〕 |
| メディアリテラシー、学習メディア、ソーシャルメディア、学習コンテンツ、学習管理、学習支援、遠隔学習、eラーニング、など |
| 〔エンタテインメントおよびゲーム情報学関連〕 |
| 音楽情報処理、3Dコンテンツ、アニメーション、ゲームプログラミング、ネットワークエンタテインメント、メディアアート、デジタルミュージアム、体験デザイン、など |
| 〔図書館情報学および人文社会情報学関連〕 |
| 図書館学、情報サービス、情報組織化、情報検索、情報メディア、計量情報学、情報資源、情報倫理、人文情報学、社会情報学、デジタルアーカイブス、など |

4120： 環境解析評価、環境保全対策およびその関連分野

| |
|--|
| 内容の例 |
| 〔環境動態解析関連〕 |
| 地球温暖化、環境変動、水・物質循環、極域、化学海洋、生物海洋、環境計測、環境モデル、環境情報、リモートセンシング、など |
| 〔放射線影響関連〕 |
| 放射線、測定、管理、修復、生物影響、リスク、など |
| 〔化学物質影響関連〕 |
| トキシコロジー、人体有害物質、微量化学物質、内分泌かく乱物質、修復、など |
| 〔環境影響評価関連〕 |
| 大気圏、水圏、陸圏、健康影響評価、社会経済影響評価、次世代影響評価、環境アセスメント、評価手法、モニタリング、シミュレーション、など |

| |
|--|
| 〔環境負荷およびリスク評価管理関連〕 |
| 環境分析技術、環境負荷解析、調査モニタリング、汚染質動態、モデリング、汚染質評価、暴露評価、毒性評価、リスク評価管理、化学物質管理、など |
| 〔環境負荷低減技術および保全修復技術関連〕 |
| 汚染物質除去技術、廃棄物処理技術、排出発生抑制、適正処理処分、環境負荷低減、汚染修復技術、騒音振動対策、地盤沈下等対策、生物機能利用、放射能除染、など |
| 〔環境材料およびリサイクル技術関連〕 |
| 循環再生材料、有価物回収、分離精製高純度化、環境配慮設計、リサイクル化学、グリーンプロダクション、ゼロエミッション、資源循環、再生可能エネルギー、バイオマス利活用、など |
| 〔自然共生システム関連〕 |
| 生物多様性、保全生物、生態系サービス、自然資本、生態系影響解析、生態系管理、生態系修復、生態工学、地域環境計画、気候変動影響、など |
| 〔循環型社会システム関連〕 |
| 物質循環システム、物質エネルギー収支解析、低炭素社会、未利用エネルギー、地域創生、水システム、産業共生、ライフサイクル評価、統合的環境管理、3R社会システム、など |
| 〔環境政策および環境配慮型社会関連〕 |
| 環境理念、環境法、環境経済、環境情報、環境教育、環境社会活動、環境マネジメント、合意形成、安全安心、社会公共システム、持続可能発展、など |

職 種 番 号 表

| 職種番号 | 職 種 |
|------|--|
| 501 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校の教員 |
| 502 | 教育委員会の職員 |
| 503 | 非常勤講師・研究員等 |
| 504 | 技術系職員（企業の職員を除く） |
| 505 | 企業の職員 |
| 506 | その他 |

（注）

1. 教員には、校長及び教頭等を含む。
2. 医療施設等に勤務する者は、その施設が営利を目的として設立された施設であれば、「企業の職員」とし、それ以外は「その他」とする。
3. 「企業の職員」は、経営者・従業員の区別なく企業に属している者。
4. 社会人学生等、別途本務となる職に就いていて、学生の身分も有する場合は、本務とする職種で応募すること。

○科学研究費補助金取扱規程

(昭和四十年文部省告示第百十号)

改正 昭 43 文告 309・昭 56 文告 159・昭 60 文告 127・昭 61 文告 156・平 10 文告 35・
平 11 文告 114・平 12 文告 181・平 13 文科告 72・平 13 文科告 133・
平 14 文科告 123・平 15 文科告 149・平 16 文科告 68・平 16 文科告 134・
平 17 文科告 1・平 18 文科告 37・平 19 文科告 45・平 20 文科告 64・
平 22 文科告 177・平 23 文科告 93・平 24 文科告 143・平 25 文科告 31・
平 28 文科告 73・平成 30 文科告 54

科学研究費補助金取扱規程を次のように定める。

科学研究費補助金取扱規程

(趣旨)

第一条 科学研究費補助金の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 大学及び大学共同利用機関（別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの
- 2 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他

の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。

- 3 この規程において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠つたことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 4 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第一項第一号、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）のうち、別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものは、同項の研究機関とみなす。

（科学研究費補助金の交付の対象）

第三条 科学研究費補助金は、次の各号に掲げる事業に交付するものとする。

- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（日本学術振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）
- 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
- 三 その他文部科学大臣が別に定める学術研究に係る事業

- 2 独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号。以下「振興会法」という。）第十五条第一号の規定に基づき独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が行う業務に対して、文部科学大臣が別に定めるところにより科学研究費補助金を交付する。

（科学研究費補助金を交付しない事業）

第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この

条において同じ。)が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

- 一 法第十七条第一項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において科学研究費補助金の不正使用を行つた者 法第十八条第一項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
 - 三 法第二条第三項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）のうち交付決定取消事業において法第十一条第一項の規定に違反した者（前二号に該当する者を除く。） 法第十八条第一項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降一年以上二年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間
 - 四 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降五年間
 - 五 科学研究費補助金による事業において不正行為があつたと認定された者（当該不正行為があつたと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。以下同じ。） 当該不正行為があつたと認定された年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して科学技術・学術審議会において相当と認められる期間
- 2 前条の規定にかかわらず、振興会法第十八条第一項に規定する学術研究助成基金を財源として振興会が支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。
- 一 基金助成金の不正使用を行つた者
 - 二 基金助成金の不正使用を共謀した者
 - 三 振興会法第十七条第二項の規定により準用される法第十一条第一項の規定に違反した補助事業者（前二号に該当する者を除く）
 - 四 偽りその他不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他

不正の手段の使用を共謀した者

五 基金助成金による事業において不正行為があつたと認定された者

3 前条の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であつて、文部科学大臣が別に定めるもの（以下「特定給付金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、文部科学大臣が別に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

一 特定給付金の不正使用を行つた者

二 特定給付金の不正使用を共謀した者

三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者

四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

五 特定給付金による事業において不正行為があつたと認定された者

4 前条の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、基金助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があつたと認定された者が行う事業については、当該不正行為があつたと認定された年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、科学研究費補助金を交付しない。

（補助金の交付申請者）

第五条 第三条第一項第一号及び第二号に係る科学研究費補助金（同条第二項に係るものを除く。以下「補助金」という。）の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

一 科学研究に係る補助金にあつては、科学研究を行う研究者の代表者

二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

（計画調書）

第六条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により

文部科学大臣に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学大臣が公表する。

(交付の決定)

第七条 文部科学大臣は、前条第一項の計画調書に基づいて、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、文部科学大臣に提出された計画調書について、科学技術・学術審議会の意見を聴くものとする。

第八条 前条第一項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、文部科学大臣の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の交付申請書に基づいて、交付の決定を行ない、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(科学研究等の変更)

第九条 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更（文部科学大臣が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を得なければならない。

(補助金の使用制限)

第十条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第十一条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、すみやかに別に定める様式による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項の実績報告書には、補助金により購入した設備、備品又は図書（以下「設備

等」という。)がある場合にあつては、別に定める様式による購入設備等明細書を添付しなければならない。

- 3 第一項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第十二条 文部科学大臣は、前条第一項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行なう調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

第十三条 補助金の交付を受けた者は、文部科学大臣の定める時期までに、文部科学大臣の定めるところにより、第六条第一項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書(以下「研究成果報告書」という。)を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の文部科学大臣の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに文部科学大臣が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、文部科学大臣は、第七条第一項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。第三条第二項に係る科学研究費補助金又は基金助成金の研究成果報告書を、振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、文部科学大臣又は振興会が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、文部科学大臣は、第七条第一項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿等の整理保管)

第十四条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後五年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第十五条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第十六条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、又は科学研究等の状況を調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第十七条 文部科学大臣は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

2 文部科学大臣は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第十八条 第五条第一号に係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちに、当該設備等を当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 第五条第一号に係る補助金の交付を受けた者は、設備等を直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合において、文部科学大臣の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、当該研究上の支障がなくなるまでの間、当該設備等を寄付しないことができる。

第十九条 第三条第一項第三号に係る科学研究費補助金に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

(その他)

第二十条 この規程に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、そのつど文部科学大臣が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和四十年四月一日から実施する。

附 則 （昭和四三年十一月三〇日 文部省告示第三〇九号）

この規程は、昭和四十三年十一月三十日から実施する。

附 則 （昭和五六年一〇月一五日 文部省告示第一五九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年十一月二日 文部省告示第一二七号）

この告示は、昭和六十年十一月二日から施行し、昭和六十年度分以後の補助金について適用する。

附 則 （昭和六一年一二月二五日 文部省告示第一五六号）

この告示は、昭和六十一年十二月二十五日から施行し、昭和六十一年度以降の補助金について適用する。

附 則 （平成一〇年三月一九日 文部省告示第三五号）

この告示は、平成十年三月十九日から施行し、平成九年度以降の補助金について適用する。

附 則 （平成一一年五月一七日 文部省告示第一一四号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十一年四月一日から適用する。

附 則 （平成一二年一二月一日 文部省告示第一八一号） 抄

（施行期日）

- 1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年四月一九日 文部科学省告示第七二号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則 （平成一三年八月二日 文部科学省告示第一三三号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の科学研究費補助金取扱規程第二条第三号の規定による研究機関である法人及び同条第四号の規定による指定を受けている機関は、改正後の科学研究費補助金取扱規程第二条第四号の規定による指定を受けた研究機関とみなす。

附 則 （平成一四年六月二八日 文部科学省告示第一二三号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十四年度以降の補助金について適用する。

附 則（平成一五年九月一二日文部科学省告示第一四九号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定、第五条第一項、第三項及び第四項の改正規定並びに第六条第二項の改正規定は、平成十五年十月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第三項の規定は、法第十八条第一項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である交付決定取消事業を行つた研究者が行う事業については、適用しない。

附 則（平成一六年四月一日文部科学省告示第六八号）

- 1 この告示は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第三項第三号の規定は、この告示の施行前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行つた研究者については、適用しない。

附 則（平成一七年一月二四日文部科学省告示第一号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第四項及び第五項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である事業を行つた研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附 則（平成一八年三月二七日文部科学省告示第三七号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日文部科学省告示第四五号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年五月一九日文部科学省告示第六四号）

- 1 この告示は、公布の日から実施し、平成二十年度以降の補助金について適用する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行の日から実施する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程（以下「新規程」という。）第四条第一項第一号及び第三号の規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「法」という。）第十八条第一項の

規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成十五年九月十二日よりも前である法第十七条第一項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業において不正使用を行った者又は法第十一条第一項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（法第二条第三項に規定する補助事業者等を行い、新規程第四条第一項第一号又は第二号に該当する者を除く。）については、適用しない。

3 新規程第四条第一項第四号の規定は、平成十六年四月一日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。

4 新規程第四条第一項第二号及び第五号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成十七年一月二十四日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附 則（平成二二年一二月二八日文部科学省告示第一七七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年六月二日文部科学省告示第九三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年九月一二日文部科学省告示第一四三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年三月一三日文部科学省告示第三一号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に科学研究費補助金取扱規程（以下「規程」という。）第四条に規定する交付決定取消事業において規程第二条第六項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係るこの告示による改正後の規程第四条第一項第一号の規定の適用については、同号中「十年以内」とあるのは「五年以内」とする。

附 則（平成二八年三月三十一日文部科学省告示第七三号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第四条第四項の規定は、平成二十六年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、適用しない。

附 則（平成三〇年三月二七日文部科学省告示第五四号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

参考 2

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領

（平成 15 年 10 月 7 日規程第 17 号）

改正 平成 16 年 4 月 14 日規程第 9 号
改正 平成 16 年 9 月 10 日規程第 14 号
改正 平成 17 年 2 月 2 日規程第 1 号
改正 平成 17 年 4 月 7 日規程第 7 号
改正 平成 18 年 4 月 14 日規程第 9 号
改正 平成 19 年 4 月 2 日規程第 12 号
改正 平成 20 年 6 月 10 日規程第 9 号
改正 平成 22 年 4 月 19 日規程第 6 号
改正 平成 22 年 9 月 7 日規程第 21 号
改正 平成 23 年 4 月 25 日規程第 18 号
改正 平成 23 年 4 月 28 日規程第 20 号
改正 平成 24 年 10 月 31 日規程第 20 号
改正 平成 25 年 3 月 13 日規程第 2 号
改正 平成 25 年 6 月 12 日規程第 23 号
改正 平成 26 年 6 月 3 日規程第 18 号
改正 平成 27 年 4 月 1 日規程第 22 号
改正 平成 28 年 4 月 28 日規程第 49 号
改正 平成 29 年 4 月 27 日規程第 11 号
改正 平成 30 年 3 月 30 日規程第 3 号
改正 平成 30 年 6 月 18 日規程第 65 号
改正 令和 2 年 3 月 30 日規程第 3 号
改正 令和 3 年 3 月 25 日規程第 6 号

（通則）

第 1 条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号。以下「振興会法」という。）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号。以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この取扱要領は、科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱（平成 11 年 4 月 12 日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）第 19 条第 1 項及び独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成 15 年規程第 1 号）第 4 条の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この取扱要領において「補助金」とは、文部科学省から交付される科学研究費補助金から支出する研究費であって、次に掲げるものをいう。

- 一 科学研究費(特別推進研究、新学術領域研究、学術変革領域研究(A)、学術変革領域研究(B)、基盤研究(S)、基盤研究(A)、基盤研究(B)、若手研究(A)、挑戦的研究(開拓)、奨励研究)
 - 二 研究成果公開促進費
 - 三 特定奨励費
 - 四 特別研究員奨励費
- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、取扱規程第2条第1項に規定する研究機関及び同条第4項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって次の第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。
- 一 大学及び大学共同利用機関(文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。)
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関(国内に設置されるものに限る。)又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
 - 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人(以下この項において「会社等」という。)が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの(第1号及び前2号に掲げるものを除く。)のうち、文部科学大臣が指定するもの
- 3 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。
- 4 この取扱要領において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 5 この取扱要領において「電磁的方法」とは、振興会の使用に係る電子計算機と研究機関又は研究者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して通知又は提出する方法をいう。

(補助金の交付の対象)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とする。

- 一 学術上重要な基礎的研究(応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。)であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者(振興会特別研究員を含む。)が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業(研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において補助金の管理を行うものに限る。)又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業(以下「科学研究」と

いう。)

- 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
 - 三 学術上価値が高く、散逸することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある資料の収集、保管及び公開を含む特色ある研究に関する学術団体が行う事業又は長期にわたる研究活動を通じて蓄積された学術上の専門知識、実験用の試料等が必要とされる特色ある研究を継続的に行うものであって、当該研究が中断することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある学術団体が行う事業（以下「研究事業」という。）
- 2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める経費とする。

（補助金を交付しない事業）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。

- 一 法第17条第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において補助金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 二 前号に掲げる者と補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
 - 三 法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）のうち、交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間
 - 四 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降5年間
 - 五 補助金による事業において不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。） 当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、振興会法第18条第1項に規定する学術研究助成基金を財源として支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、補助金を交付しない。
- 一 基金助成金の不正使用を行った者
 - 二 基金助成金の不正使用を共謀した者
 - 三 振興会法第17条第2項の規定により準用される法第11条第1項の規定に違反した補助事業者（前2号に該当する者を除く）
 - 四 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 五 基金助成金による事業において不正行為があったと認定された者
- 3 前条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する補助事業が、科学研究費補助金取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文科科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、補助金を交付しないものとする。

- 一 特定給付金の不正使用を行った者
 - 二 特定給付金の不正使用を共謀した者
 - 三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
 - 四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 五 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者
- 4 前条第1項の規定にかかわらず、公募型の研究費（補助金、基金助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、補助金を交付しないものとする。

（補助金の交付申請者）

第6条 第4条第1項に係る補助金の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

- 一 科学研究に係る補助金にあつては、次に掲げる者
 - イ 研究機関に所属する研究者が科学研究を行う場合は、当該科学研究を行う研究者の代表者
 - ロ 研究機関に所属しない研究者（特別研究員を除く。）が一人で科学研究を行う場合は、当該研究者
 - ハ 特別研究員が科学研究を行う場合は、当該特別研究員
 - ニ 外国人特別研究員と受入研究者が共同して科学研究を行う場合は、当該受入研究者
- 二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者
- 三 研究事業に係る補助金にあつては、研究事業を行う学術団体の代表者

（計画調書）

第7条 補助金（新学術領域研究、学術変革領域研究（A）、学術変革領域研究（B）又は特定奨励費（以下「新学術領域研究等」という。）を除く。以下この条から第9条までにおいて同じ。）の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

- 2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。
- 3 新学術領域研究等の交付を申請しようとする者は、別に定めるところにより科学研究又は研究事業に関する計画調書を文部科学省に提出するものとする。
- 4 前項の計画調書の提出期間については、文部科学省が公表する。

（交付予定額の通知）

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

- 2 振興会は、文部科学省からの通知により新学術領域研究等の補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条第1項により補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は補助金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

(交付申請書)

第10条 第8条各項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 振興会は、前条により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、補助金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

一 補助金の交付を受けた者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと

二 補助金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、振興会の承認を得なければならないこと

三 補助金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと

四 補助金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと

4 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 補助金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の使用制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 15 条 振興会は、前条第 1 項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

2 振興会は、前条第 1 項後段の規定による実績報告書のうち国庫債務負担行為に基づいて補助金の交付の決定が行われた補助事業の実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、各年度における支出が交付の内容及びこれに附した条件に適合することを確認し、その額を補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 振興会は、前条の規定により額を通知した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(不正使用等があった場合の補助金の取扱い)

第 17 条 補助事業を遂行している者は、第 5 条の規定により自ら行う事業について補助金を交付しないこととされた場合には、振興会の定めるところにより、直ちに補助事業を廃止するための手続を行わなければならない。

(研究成果報告書)

第 18 条 補助金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第 7 条第 1 項又は第 3 項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を振興会に提出しなければならない。

2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第 8 条各項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。取扱規程第 13 条第 1 項に係る補助金の研究成果報告書又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第 18 条第 1 項に係る基金助成金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第 8 条各項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(電磁的方法による通知)

第 19 条 振興会は、補助金に係る通知を電磁的方法をもって行うことができる。

2 前項の通知は、研究機関又は研究者の使用に係る電子計算機によって当該通知を閲覧することが可能になったことをもって、当該通知を受けるべき研究機関又は研究者に到達したものとみなす。

(電子申請等)

第 20 条 申請書等の提出については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した次条の規定による電磁的記録の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

2 前項の規定により申請書等の作成が電磁的記録によって行われたときは、当該申請書等の提出については、第 22 条の規定による電磁的方法をもって行うことができる。

(電磁的記録)

第 21 条 電磁的記録は、前条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機であって振興会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に振興会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えたものを使用して、次に掲げる事項を記録したものとする。

一 電磁的記録により様式の作成を行う場合において従うこととされている様式であって振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに示すところにより、当該申請書等に記録すべき事項

二 当該申請書等の作成を行うときに添付すべき書類に記載され、又は記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

(電磁的方法による提出)

第 22 条 電磁的方法により申請書等の提出を行おうとする者は、当該申請書等の作成のために振興会から付与されるプログラムに、識別番号及び暗証番号を、当該申請書等を提出する者の使用に係る電子計算機から入力して電磁的記録を作成し、提出を行わなければならない。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に振興会に到達したものとみなす。

(帳簿関係書類等の整理)

第 23 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後（国庫債務負担行為に基づいた交付の決定が行われている場合は、補助事業の最終年度の終了後）5年間保管（電磁的記録による保存も可能とする。）しておかななければならない。

(経理の調査)

第 24 条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(補助事業の状況の調査)

第 25 条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第 26 条 振興会は、補助事業に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第 27 条 第 6 条第 1 号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 第 6 条第 1 号ロに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、研究期間終了までにそれを学校その他の教育又は研究の施設に寄付しなければならない。

3 第 6 条第 1 号ハ又はニに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が研究に従事し又は所属する研究機関に寄付しなければならない。

4 補助金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、第 1 項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。

5 特別研究員は、第 3 項の規定にかかわらず、その特別研究員の資格を喪失するまでの間、設備等を寄付しないことができる。

(その他)

第 28 条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 15 年 10 月 7 日から施行し、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

第 4 条の 2 の規定は、法第 18 条第 1 項の規定の準用により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成 15 年 9 月 12 日前である交付決定取消事業を行なった研究者が行おうとする補助事業については、適用しない。

この取扱要領の適用日前に、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成 11 年 6 月 9 日規程第 6 号）の規定により日本学術振興会が行った科学研究費補助金の取扱いは、振興会がこの取扱要領中の相当する規定により行った補助金の取扱いとみなす。

附則（平成 16 年規程第 9 号）

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 4 条の 2 第 1 項第 3 号の規定は、この規程の適用前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行った研究者については、適用しない。

附則（平成 16 年規程第 14 号）

この規程は、平成 16 年 8 月 27 日から適用する。

附則（平成 17 年規程第 1 号）

- 1 この規程は、平成 17 年 1 月 24 日から適用する。
- 2 第 4 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの規程の適用日前である事業を行った研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成 17 年規程第 7 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 18 年規程第 9 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 19 年規程第 12 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 20 年規程第 9 号）

- 1 この規程は、平成 20 年 6 月 10 日から実施し、平成 20 年度以降の補助金について適用する。
- 2 改正後の取扱要領（以下「新要領」という。）第 5 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定は、法第 18 条第 1 項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成 15 年 9 月 12 日よりも前である交付決定取消事業において不正使用を行った者又は法第 11 条第 1 項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（新要領第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者を除く。）については、適用しない。
- 3 新要領第 5 条第 1 項第 4 号の規定は、平成 16 年 4 月 1 日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新要領第 5 条第 1 項第 2 号及び第 5 号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成 17 年 1 月 24 日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附則（平成 22 年規程第 6 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 22 年規程第 21 号）

この規程は、平成 22 年 9 月 7 日から適用する。

附則（平成 23 年規程第 18 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 23 年規程第 20 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 28 日から適用する。

附則（平成 24 年規程第 20 号）

この規程は、平成 24 年 9 月 12 日から適用する。

附則（平成 25 年規程第 2 号）

- 1 この規程は、平成 25 年 3 月 13 日から適用する。
- 2 この規程の適用前に第 5 条に規定する交付決定取消事業において第 3 条第 7 項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係る改正後の第 5 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「10 年以内」とあるのは「5 年以内」とする。

附則（平成 25 年規程第 23 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 26 年規程第 18 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 28 年規程第 49 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 28 日から適用する。
- 2 改正後の取扱要領第 5 条第 4 項の規定は、平成 26 年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、適用しない。
- 3 第 3 条第 8 項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成 18 年規程第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する「特定不正行為」と同義である。

附則（平成 29 年規程第 11 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 27 日から適用する。

附則（平成 30 年規程第 3 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 30 年規程第 65 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 2 年規程第 3 号）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 4 項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成 18 年規程第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する「特定不正行為」と同義である。

附則（令和 3 年規程第 6 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究） 研究者使用ルール（補助条件）（令和4（2022）年度）

独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）から科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）（以下「補助金」という。）の交付を受ける補助事業者（研究代表者）が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年規程第17号。以下「取扱要領」という。）の規定により従うべき補助条件は次のとおりとする。

1 総則

【法令等の遵守】

1-1 研究代表者は、補助事業の遂行に当たり、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）、取扱要領及びこの補助条件の規定を含む、関係する法令等の規定を遵守しなければならない。

【補助事業者の責務】

1-2 研究代表者は、補助金が国民から徴収された税金等でまかなわれるものであることに留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

【補助金の管理】

1-3 取扱規程第2条に規定する研究機関（以下「研究機関」という。）に所属する研究代表者であって、かつ、当該研究機関に補助金の管理を委任した者は、日本学術振興会が別に定める「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）の使用について各研究機関が行うべき事務等（令和4（2022）年度）」に従って当該研究機関に補助金の管理を行わせるとともに、この補助条件に定める諸手続を当該研究機関を通じて行わなければならない。研究代表者が所属する研究機関を変更した場合又は研究機関に所属しない研究代表者が、新たに研究機関に所属することとなった場合も、同様とする。

所属する研究機関が補助金の管理の委任を承諾しなかった研究代表者又は研究機関に所属しない研究代表者は、補助金を新たに本人名義で開設した専用の銀行口座で管理し、補助事業完了時までに当該口座を解約しなければならない。

【研究活動の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保等】

1-4 研究代表者は、科研費による研究活動を行うに当たり、自身の研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすために必要な取組を行わなければならない。

また、研究活動における不正使用（故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用）、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）若しくは不正行為（発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用）が行われること、又は関与することがあってはならない。

2 補助金の使用

【公正かつ効率的な使用】

2-1 研究代表者は、補助金（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。））の公正かつ効率的な使用に努めなければならない、他の用途への使用及びこの補助条件に違反する使用をしてはならない。

【補助金の各費目の対象となる経費】

2-2 補助金（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。））の各費目の対象となる経費の例は、以下のとおり。所属する研究機関が補助金の管理の委任を承諾しなかった研究代表者又は研究機関に所属しない研究代表者については、補助金の収支管理は、様式C-39-1「収支簿（個人管理用）」を用いて、以下の費目ごとに行うこと。

| | |
|--------|--|
| 物品費 | 物品を購入するための経費 |
| 旅費 | 研究代表者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）等 |
| 人件費・謝金 | 資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者（ポストドクター・リサーチアシスタント（RA）・外国の機関に所属する研究者等）に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費等 |
| その他 | 上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る。）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、実験廃棄物処理費）等 |

【研究・契約等の開始】

2-3 研究代表者は、内定通知日以降、研究を開始し、必要な契約等を行うことができるが、必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は研究代表者が立て替えて補助金受領後に精算しなければならない。

所属する研究機関に補助金の管理を委任した研究代表者については、上記「2-3」に代えて下記「2-3-1」のとおりとする

【研究・契約等の開始】

2-3-1 研究代表者は、内定通知日以降、研究を開始し、必要な契約等を行うことができるが、必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて補助金受領後に精算しなければならない。

【補助金の年度内使用】

2-4 補助金は、「2-5」に規定する場合を除き、補助事業を行う年度を越えて使用することはできない。

【翌年度にわたる補助金の使用】

2-5 研究代表者は、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった要因による、相手国の事情、研究に際しての事前調査の困難、研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合に、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合には、令和5(2023)年3月1日までに、様式C-26「繰越を必要とする理由書」により日本学術振興会に対し申請を行い、必要な手続を行わなければならない。

【使用の制限】

2-6 補助金は、次の経費として使用してはならない。

- ① 建物等の施設に関する経費（補助金により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。）
- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究代表者の人件費・謝金

④ その他、研究に直接関係のない経費

【合算使用の制限】

2-7 補助金は、次の場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。

- ① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合又は1個の物品等を購入する場合において、補助金と他の経費との使用区分を明らかにした上で補助金を使用する場合
- ② 補助金に、科研費以外の他の経費（委託事業費、私立大学等経常費補助金及び間接経費等、当該経費の用途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合（なお、所属する研究機関に補助金の管理を委任した研究代表者が、設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）の購入経費として使用する場合には、研究代表者が所属する研究機関を変更する際等に補助事業の遂行に支障が生じないよう、当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと。）
- ③ 補助金に、複数の事業において共同して利用する設備（以下「共用設備」という。）の購入が可能な制度の経費を加えて、共用設備の購入経費として使用する場合（ただし、同一の研究機関において使用する場合に限る。なお、研究代表者が所属する研究機関を変更する際等に補助事業の遂行に支障が生じないよう、当該設備の取扱いを事前に決めておくこと。また、各事業に係る負担額及びその算出根拠等について明らかにしておくこと。）
- ④ 補助金に、他の科研費（科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金）を加えて、各補助事業の遂行に必要な経費として使用する場合（ただし、同一の研究機関において使用する場合に限る。なお、設備等の購入経費として使用する場合には、研究代表者が所属する研究機関を変更する際等に補助事業の遂行に支障が生じないよう、当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと。また、各事業に係る負担額及び算出根拠等について明らかにしておくこと。）

【納品等及び支出の期限】

2-8 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等は、補助事業を行う年度の3月31日までに終了しなければならず、これに係る支出は、銀行口座の解約時に生じた預金利息を含め、同日までに行わなければならない。

所属する研究機関に補助金の管理を委任した研究代表者については、上記「2-8」に代えて下記「2-8-1」のとおりとする

【納品等及び支出の期限】

2-8-1 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等は、補助事業を行う年度の3月31日までに終了しなければならず、これに係る支出は、実績報告書の提出期限までに行わなければならない。

【研究協力者の雇用】

2-9 研究協力者の雇用に当たっては、所属する研究機関に補助金の管理を委任した研究代表者は、所属する研究機関に対して、研究機関を当事者とする勤務内容、勤務時間等を明確にした雇用契約の締結をさせなければならない。

3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更にあたっての遵守事項等）

【変更できない事項】

3-1 「研究課題名」及び「研究の目的」の各欄の記載事項並びに研究代表者は、変更することができない。

【補助事業の廃止】

3-2 研究代表者は、補助事業を廃止しようとする場合には、様式C-31-2「補助事業廃止承認申請書（個人管理用）」に様式C-39-1「収支簿（個人管理用）」の写し、様式C-39-2「収支証明書類」及び預金通帳の写しを添付の上申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を得た後、61日以内に、様式C-32-1「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-33「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

所属する研究機関に補助金の管理を委任した研究代表者については、上記「3-2」に代えて下記「3-2-1」のとおりとする

【補助事業の廃止】

3-2-1 研究代表者は、補助事業を廃止しようとする場合には、様式C-31-1「補助事業廃止承認申請書（研究機関管理用）」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を得た後、61日以内に、様式C-32-1「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-33「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

【研究代表者の応募資格の喪失等】

3-3 研究代表者は、奨励研究の応募資格を有しなくなる場合、補助事業を継続できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-2」又は「3-2-1」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。ただし、研究代表者が、「令和4(2022)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（特別推進研究、基盤研究（S・A）」、「令和4(2022)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（基盤研究（B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究）」、「令和4(2022)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（学術変革領域研究（A・B）、新学術領域研究、特別研究促進費）」、「令和4(2022)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（学術変革領域研究（A）（公募研究）」、「令和4(2022)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（研究活動スタート支援）」及び「令和4(2022)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））」に定める応募資格を有する研究者となることにより、奨励研究の応募資格を有しなくなる場合であって、当該年度の補助金の使用を希望する場合はこの限りでなく、様式C-34-1「勤務先等変更届」により、速やかにその旨を日本学術振興会に届けなければならない。

【変更届の提出】

3-4 研究代表者は、勤務先及び職名等に変更があった時は、様式C-34-1「勤務先等変更届」により、速やかに日本学術振興会に届けなければならない。

所属する研究機関に補助金の管理を委任した研究代表者については、上記「3-4」に代えて下記「3-4-1」のとおりとする

【変更届の提出】

3-4-1 研究代表者は、勤務先及び職名等に変更があった時は、所属する研究機関を経由して、様式C-34-1「勤務先等変更届」により、速やかに日本学術振興会に届けなければならない。

なお、研究代表者が研究機関を異動する場合であって、新たに所属する研究機関が補助金の管理の委任を承諾した場合には、上記に加え、様式C-34-2「研究代表者所属研究機関変更届」を、新たに所属する研究機関を経由して提出しなければならない。また、新たに所属する研究機関が補助金の管理の委任を承諾しない場合及び研究代表者が研究機関に所属しないこととなる場合には、上記に加え、様式C-34-2「研究代表者所属研究機関変更届」を変更前の研究機関を経由して提出しなければならない。

3-5 研究代表者は、自宅住所、自宅電話番号、メールアドレス、緊急連絡先に変更があった時は、様式C-34-3「連絡先等変更届」により、速やかに日本学術振興会に届けなければならない。

【育児休業等による中断】

3-6 研究代表者は、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という。）を取得し、未使用の補助金について翌年度以降の育児休業等の終了後に再交付を希望する場合には、様式C-35-2「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究中断承認申請書（個人管理用）」に様式

C-39-1「収支簿（個人管理用）」の写し、様式C-39-2「収支証明書類」及び預金通帳の写しを添付の上申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断のときまでの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、様式C-32-1「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-33「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

所属する研究機関に補助金の管理を委任した研究代表者については、上記「3-5」に代えて下記「3-6-1」のとおりとする

【育児休業等による中断】

3-6-1 研究代表者は、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という。）を取得し、未使用の補助金について翌年度以降の育児休業等の終了後に再交付を希望する場合には、様式C-35-1「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究中断承認申請書（研究機関管理用）」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断のときまでの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、様式C-32-1「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-33「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

【育児休業等の取得に伴う研究期間の延長】

3-7 研究代表者は、育児休業等の取得により年度内に研究を中断し、かつ年度内に研究を再開する場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い、研究期間の延長を希望する場合には、様式C-35-4「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究期間延長承認申請書（個人管理用）」により令和5（2023）年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。なお、研究期間は、育児休業等を取得することにより研究を中断する期間に応じて延長することができる。

所属する研究機関に補助金の管理を委任した研究代表者については、上記「3-7」に代えて下記「3-7-1」のとおりとする

【育児休業等の取得に伴う研究期間の延長】

3-7-1 研究代表者は、育児休業等の取得により年度内に研究を中断し、かつ年度内に研究を再開する場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い、研究期間の延長を希望する場合には、様式C-35-3「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究期間延長承認申請書（研究機関管理用）」により令和5（2023）年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。なお、研究期間は、育児休業等を取得することにより研究を中断する期間に応じて延長することができる。

【軽微な変更】

3-8 「費目別内訳」、「使途予定内訳」及び「研究実施計画」の各欄の記載事項は、補助事業の遂行について必要がある場合には変更することができる。

【設備等の取扱】

3-9 研究機関に所属する研究代表者は、補助金により購入した設備等を、購入後直ちに（直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる図書にあっては、研究上の支障がなくなる時に）研究代表者が所属する研究機関に寄付しなければならない。ただし、図書を除く設備等について、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合には、研究代表者は様式C-36「寄付延期承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得て、寄付を延期することができる。

また、研究機関に所属しない研究代表者は、補助金により購入した設備等を、研究期間終了までに学校その他の教育又は研究の施設に寄付しなければならない。

【利子及び為替差益の取扱】

3-10 研究代表者は、補助金に関して生じた利子及び為替差益を、補助事業の遂行に使用しなけれ

ばならない。

所属する研究機関に補助金の管理を委任した研究代表者については、上記「3-10」に代えて下記「3-10-1」のとおりとする

【利子及び為替差益の取扱い】

3-10-1 研究代表者は、補助金に関して生じた利子及び為替差益を、原則、所属する研究機関に譲渡しなければならない。

【収入の取扱】

3-11 研究代表者は、実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを日本学術振興会に返還しなければならない。

4 実績の報告

【実績報告書の提出】

4-1 研究代表者は、令和5(2023)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、様式C-32-1「実績報告書(収支決算報告書)」(様式C-39-1「収支簿(個人管理用)」の写し、様式C-39-2「収支証明書類」及び預金通帳の写し又は口座内容及び取引実績の記録を確認できるものの写しを添付)及び様式C-33「実績報告書(研究実績報告書)」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。)。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。

所属する研究機関に補助金の管理を委任した研究代表者については、上記「4-1」に代えて下記「4-1-1」のとおりとする

【実績報告書の提出】

4-1-1 研究代表者は、令和5(2023)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、様式C-32-1「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-33「実績報告書(研究実績報告書)」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。)。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。

【翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】

4-2 「2-5」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度にわたる補助金の使用を行う場合には、研究代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-32-2「実績報告書(収支決算報告書(2))」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和6(2024)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、様式C-32-1「実績報告書(収支決算報告書)」(様式C-39-1「収支簿(個人管理用)」の写し、様式C-39-2「収支証明書類」及び預金通帳の写しを添付)及び様式C-33「実績報告書(研究実績報告書)」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。))。

所属する研究機関に補助金の管理を委任した研究代表者については、上記「4-2」に代えて下記「4-2-1」のとおりとする

【翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】

4-2-1 「2-5」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度にわたる補助金の使用を行う場合には、研究代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-32-2「実績報告書(収支決算報告書(2))」により、日本

学術振興会に実績報告を行うとともに、令和6(2024)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、様式C-32-1「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-33「実績報告書(研究実績報告書)」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。))。

5 研究成果報告書等の提出

【研究成果報告書等の提出】

5-1 研究代表者は、研究計画の最終年度の翌年度の6月30日までに、補助金により実施した研究の成果について、様式C-41「研究成果報告書」により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない。ただし、特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-42「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第やかに研究成果報告書により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない(研究成果報告書は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。))。

【研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い】

5-2 研究代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」(様式C-19、様式C-41、様式F-19-1、様式F-19-2、様式Z-19、様式CK-19)又は「研究経過報告書」(様式C-21、様式C-42、様式F-21、様式Z-21、様式CK-21)を提出期限までに提出しない場合には、研究代表者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない(文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。))。

6 研究成果の発表

【研究成果発表における表示義務】

6-1 研究代表者は、補助事業の成果を発表する場合には、補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。特に、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞に補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載しなければならない(「JSPS KAKENHI Grant Number JP8桁の課題番号」を含めること。))。

【研究成果発表の報告】

6-2 研究代表者は、補助事業の成果について、様式C-33「実績報告書(研究実績報告書)」を提出した後に書籍、雑誌等において発表を行った場合、又は産業財産権を取得した場合には、様式C-37「研究成果発表報告書」により、日本学術振興会に報告しなければならない(研究成果発表報告書は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。))。

7 その他

【研究遂行状況の報告】

7-1 研究代表者は、文部科学省又は日本学術振興会から補助事業の遂行の状況等に関する報告を求められた場合には、その状況について報告しなければならない。

【人権の保護及び法令等の遵守】

7-2 研究代表者は、補助事業の遂行に当たり、以下のような関係する法令等を遵守しなければならないことができない研究を実施する場合には、関係する法令等に基づき当該補助事業を実施しなければならない。

- ・社会的コンセンサス(関係者の同意・協力)を得る必要がある場合
- ・個人情報取扱いに配慮する必要がある場合(個人情報の守秘、人権の保護等)
- ・生命倫理・安全対策に取り組む必要がある場合(ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、遺伝子組換え実験を含む研究を実施する場合等)
- ・外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき規制されている技術の非居住

者若しくは外国への提供（記録媒体等での持ち出し、電子メールでの送信も含む）又は貨物の輸出をしようとする場合 等

【関係書類の整理・保管】

7-3 研究代表者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を保管漏れのないよう確実に整理保管するとともにこれらの帳簿及び書類を補助事業期間終了後5年間保管（電磁的記録による保存も可能とする。）しなければならない。整理・保管すべき関係書類の例は、以下のとおり。

- ①日本学術振興会に提出した書類の写
- ②日本学術振興会から送付された書類
- ③補助金の使用に関する書類
 - ア 収支簿
 - イ 預貯金通帳等
 - ウ 補助金が適切に使用されたことを証明する書類
（領収書、見積書、納品書、請求書、契約書、請書、検査調書、出張命令書、出張依頼書、出張報告書、出勤簿、会議録、送金記録など）

また、日本学術振興会が関係書類の確認を求めた場合には、その求めに応じなければならない。

【実地検査への協力】

7-4 文部科学省又は日本学術振興会が行う補助金の経費管理・監査の実施状況に関する実地検査が行われる際は、研究代表者は積極的に協力すること。

問合せ先等

1 この公募に関する問合せは、下記宛てに行ってください。

(1) 公募の内容に関すること：

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課

電話 03-3263-0976, 0980

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）、創立記念日（9月21日）を除く

(2) 科研費電子申請システムの利用に関すること：

・コールセンター

電話：0120-556-739（フリーダイヤル）

受付時間：9：30～17：30

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

(3) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用に関すること：

・e-Rad ヘルプデスク

電話：0570-057-060（ナビダイヤル）

受付時間：9：00～18：00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※上記ナビダイヤルが利用できない場合

電話：03-6631-0622

<留意事項>

① e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルはポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

② システムの利用可能時間帯

（月～日）0：00～24：00（24時間365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトで予めお知らせします。

(4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に関すること：

文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室

電話：03-5253-4111（内線：3866, 3827）

(5) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」に関すること：

文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室

電話：03-6734-3874

(6) 「バイオサイエンスデータベース」に関すること：

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話 03-5214-8491

(7) 「大学連携バイオバックアッププロジェクト」に関すること：

大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所 IBBP センター事務局

電話 0564-59-5930, 5931

(8) 「ナショナルバイオリソースプロジェクト」に関すること：

ナショナルバイオリソースプロジェクト(NBRP)事務局

（大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所内設置）

電話：055-981-6809

(9) 「安全保障貿易管理」に関すること：

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

電話 03-3501-2800

FAX 03-3501-0996

- 2 応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ

URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/11_shourei/download.html